

令和 7 年度
自 己 点 檢 評 價 書

令和 7(2025) 年 11 月
東京福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等··· ··· ···	2
II. 沿革··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	9
基準1. 使命・目的··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	9
基準2. 内部質保証··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	14
基準3. 学生··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	19
基準4. 教育課程··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	37
基準5. 教員・職員··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	61
基準6. 経営・管理と財務··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	67

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

平成 12(2000)年 4 月、東京福祉大学(以下、「本学」という。)は、21 世紀の少子高齢社会の問題を発見し解決できる、思考力・創造力のある優秀な人材を育てることを目的として、それまでの日本にはあまり存在しなかった新しいタイプの大学として開学した。

本学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定め、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進することを基本理念としている。

2. 使命・目的

東京福祉大学の使命を「できなかった子(生徒)ができる子(学生)にするのが教育」と元来しており、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い社会に貢献することを目的としている。

3. 東京福祉大学の個性・特色

東京福祉大学は、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献する人材の育成を目指して、平成 12(2000)年 4 月に開学した。開学にあたり、国内の諸制度・施策を踏まえつつ、広く世界に門戸を開くため、国際レベルの力量を有する教員 15 名(アメリカから 8 人、大韓民国から 7 人、全教員の 45%相当)を海外の大学から招聘するとともに、次の教学運営方針を取り入れ教育理念の実現のために踏み出した。

開学時に教育理念の実現のために取り入れた教学運営方針

- ①担当教員による科目シラバス作成の義務化
- ②学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施

- ③教員の年次勤務評価制度の導入
- ④FD(Faculty Development)制度の施行
- ⑤教員の任期制と 7 年後のテニヤ(終身雇用保証)審査・取得制度の導入など

この教学運営方針の中でも、④の FD(Faculty Development)制度の施行は平成 12 (2000)年の開学当時、日本の大学には見られない斬新なものであった。アメリカの制度を取り入れた⑤の教員の任期制とテニヤ(終身雇用保証)取得制度は今でも日本の大学においては稀有な制度である。

開学以降、本学は独自性・先駆性の高い取り組みを次々と取り入れ、工夫・改善を柔軟かつ果敢に実行してきた。こうした取り組みは、開学より 25 年目を迎えた今日も「本学の個性・特色」として維持されており「建学の精神」の一貫性を支えている。さらに次の 11 項目は、開学時に教育理念の実現のために具体化され、現在も継続している「本学の個性・特色」である。

開学時より継続している「本学の個性・特色」

- ①GPA 制度(Grade Point Average)の導入
- ②アカデミックアドバイザー制度の実施
- ③オフィスアワーの設定
- ④単位認定要件として、4 分の 3 以上の授業出席の義務化
- ⑤双方向対話型授業とグループ討論の重視
- ⑥通信教育における双方向対話型授業の実践
- ⑦地域でのボランティア活動や公開講座の実施
- ⑧現場実習と地域連携の強化
- ⑨国家試験対策及び就職率の指標化
- ⑩アイデンティティとしての「就職に強い大学」
- ⑪留学生の受入れと国際交流の推進

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科※ 開設(社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設(通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設(通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程※が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター(東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学)※通信教育課程は平成 19(2007)年開設
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成 20(2008)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程※前期 開設(通信教育課程併設) 同 同 博士課程※後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年 4 月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設※ ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。

平成 21(2009)年 4 月	心理学部心理学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成 23(2011)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設 国際交流センター 開設
平成 25(2013)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修 プログラムスタート (※認定社会福祉士認証・認定機構が制定した「認定社会福祉士」の取得に定める科目の一部を大学院社会福祉学研究科通信教育課程で取得可能。)
平成 25(2013)年 5 月	保健管理センター 開設
平成 26(2014)年 4 月	王子キャンパス 開設 池袋キャンパスから心理学部を移転
平成 27(2015)年 4 月	情報システム運用センター 開設
平成 28(2016)年 4 月	(短期大学部 3 年制課程に加え、2 年制課程 開設)
平成 29(2017)年 4 月	教育学部教育学科 組織改編(通信教育課程併設) 教育学部教育学科及び教育学部教育学科日本語教育コースを教育学部教育学学校教育専攻と教育学部教育学科国際教育専攻に変更。国際教育専攻には、国際教育コースと日本語教育コースを設置。
平成 30(2018)年 4 月	社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に変更
平成 31(2019)年 3 月	留学生教育センター 開設
平成 31(2019)年 4 月	社会福祉学部社会福祉学科に心理福祉専攻を開設
令和 2(2020)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期を改組し、臨床心理コース(通学・通信)、公認心理師コース(通学・通信)を設置。

2. 本学の現況

・大学名

東京福祉大学

・所在地

伊勢崎キャンパス：群馬県伊勢崎市山王町2020番1

池袋キャンパス：東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

王子キャンパス：東京都北区堀船2丁目1番11号

名古屋キャンパス：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目16番29号

・学部構成

学部・研究科	学科・専攻
学部	社会福祉学部 社会福祉学科 ・社会福祉専攻 社会福祉コース(通学・通信) ・社会福祉専攻 介護福祉コース(通学) ・精神保健福祉専攻(通学) ・心理福祉専攻(通学) ・経営福祉専攻(通学・通信)
	保育児童学部 保育児童学科(通学・通信)
	教育学部 教育学科(通学・通信) ・学校教育専攻 ・国際教育専攻 国際教育コース ・国際教育専攻 日本語教育コース
	心理学部 心理学科(通学・通信)
大学院研究科	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学) 児童学専攻 ・修士課程(通学・通信)
	教育学研究科 教育学専攻 ・修士課程(通学・通信)
	心理学研究科 臨床心理学専攻 ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学)

・学生数、教員数、職員数(令和7年5月1日現在)

①学生数

[学部・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	490	1,990	678	608	298	341	1,925	0.97
保育児童学部	100	460	141	98	76	81	396	0.86
教育学部	220	940	217	155	158	173	703	0.75
心理学部	260	1,070	268	243	191	227	929	0.87
合計	1,070	4,460	1,304	1,104	723	822	3,953	0.89

[学部・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	520	2,705	64	54	84	224	426	0.16
保育児童学部	100	880	28	34	48	58	168	0.19
教育学部	200	1,480	13	22	55	76	166	0.11
心理学部	300	1,925	106	125	207	399	837	0.43
合計	1,120	6,990	211	235	394	757	1,597	0.23

[大学院研究科・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	70	140	460	3.29
	社会福祉学専攻(博士後期)	3	9	67	7.44
	児童学専攻(修士)	10	20	20	1.00
社会福祉学研究科 計		83	169	547	3.24
教育学研究科	教育学専攻(修士)	30	60	105	1.75
教育学研究科 計		30	60	105	1.75
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	30	60	24	0.40
	臨床心理学専攻(博士後期)	3	9	3	0.33
心理学研究科 計		33	69	27	0.39
合計		146	298	679	2.28

[大学院研究科・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	60	120	9	0.08
	児童学専攻(修士)	10	20	14	0.70
社会福祉学研究科 計		70	140	23	0.16
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	30	60	20	0.33
心理学研究科 計		30	60	20	0.33
合計		100	200	43	0.22

②教員数

[学部・通学課程]

学部・学科	専任教員数					計	助手
	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教		
	1					1	
社会福祉学部		18	12	11	1	42	0
保育児童学部		7	5	8	1	21	0
教育学部		15	9	12	0	36	0
心理学部		9	3	12	0	24	0
合計	1	49	29	43	2	124	0

※大学院の教員は全員が学部の兼任である。

③職員数 ※非常勤職員等は、嘱託職員、派遣職員、パート・アルバイト職員など

専任教員	非常勤職員等	計
154	53	207

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の反映

- ①学内外への周知
- ②中長期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしていない。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-①学内外への周知

本学の建学の精神は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定めている。また、「国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する」。さらに、「福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通した社会貢献事業を推進していく」としている。

教育の目的については、建学の精神と大学の使命のもと、各学部と大学院の各研究科で適宜定め、学則に明示している。

以上の建学の精神、大学の使命、各学部・研究科の教育研究の目的は学則に明示しているだけでなく、大学案内(Guide Book 2025)や大学ホームページ上で公開しており、学生、教職員、役員、保護者等などの学内外の関係者がいつでも確認することができ、大学の使命・教育研究の目的は多様な広報媒体を通して学内外に周知されている。

1-1-②中長期的な計画への反映

本学では、令和元(2019)年に本学の第二期(令和 2 年度～令和 6 年度)となる中長期計画を策定している。その中長期計画「第 1 章 長期ビジョン」の「第 1 節 建学の精神」、「第 2 節 大学の使命」に、「全学的な人材育成」、「キャリア教育・キャリア開発支援」、「教員の教育力の強化」、「学生サポート体制の確立」、「実習指導の充実」、「留学生の学修・生活の支援」、「地域貢献」等、使命・目的及び教育目的を実現させるための具体的な取り組みを明記している。

1-1-③三つのポリシーへの反映

三つのポリシーについては、令和6(2024)年度の教授会・研究科委員会において、教育目的を反映し社会情勢の変化に合うように検討され、各学部・研究科からそれぞれ提出された修正案は、令和7(2025)年3月の教育研究評議会での審議・承認を経て、大学ホームページで公表している。本学の使命・目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的は定期的に点検と必要に応じた修正が行われており、三つのポリシーに反映されている。

また、学部・研究科ごとに「教育目的」、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を定め、学則、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表されている。

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」には、本学が育成しようとする人材の具体的な能力(国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル)が掲げられている。「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」には、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」で必要となる双方向対話型授業を中心とするアクティブラーニングを通しての「思考力」、「創造力」、「問題発見・解決能力」を身につけるという本学の教育方法が具体的に示されている。

これら2つのポリシーの下、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」には、本学において学修に意欲や熱意のある者、また、卒業後、社会において人間相手の仕事への適性を持つ者にぜひ入学の機会を提供したい旨を謳っている。

このように三つのポリシーには、使命・目的及び教育目的が反映されている。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は「東京福祉大学 教学組織図」(図1-1-1)に示したとおりである。具体的には建学の精神にある「福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通した社会貢献事業を推進していく」ことを実現するために教育研究組織として、大学学部に社会福祉学部、教育学部、心理学部、保育児童学部、大学院研究科に社会福祉学研究科、教育学研究科、心理学研究科を設置している。それぞれの学部・研究科の三つのポリシーには、それぞれの学部・研究科の人材の養成に関する目的や教育研究上の目的が具体的に明示されている。

また、教育研究組織のほか、使命・目的及び教育目的の実現のために教学の運営に係る組織として、「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」(図1-1-2)に示したとおり委員会・専門部会を役割・機能別に設置されている。学内より選任された教職員が委員会・専門部会の構成員となり、使命・目的及び教育目的の実現のために役割・機能別に取り組んでいる。学生の能力向上のための基盤となる教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項については「教養教育専門部会」、公務員試験・教員採用試験等の就職試験や社会福祉士・精神保健福祉士国家試験、公認心理師国家試験(臨床心理士試験)

等の資格試験等のほか、全学のキャリア教育の支援に関する事項については「キャリア教育専門部会」、教育の質保証の基盤となる教育プログラムのカリキュラム編成全般に関する事項については「カリキュラム編成専門部会」が、その教育方針と教育内容について協議している。教育内容の実現と本学の授業方法の実施、また、その検証・改善に関する事項については「ファカルティ・ディベロップメント(FD)専門部会」が、授業見学やFD研修会等のファカルティ・ディベロップメント(FD)の取り組みを通して授業の質の維持と向上に取り組んでいる。また、学生の安心・安全な生活を支えるために「全学学生支援委員会」「ハラスマント防止・対策専門部会」、ボランティア活動や実習活動を支えるために「地域連携推進専門部会」「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」、公務員採用試験、教員採用試験、国家試験等の合格支援及び就職支援については「キャリア教育専門部会」、また、留学生の学修及び生活支援等については「留学生教育センター運営委員会」及びその下部組織の4つの専門部会が中心となり、それぞれ事務組織と教学組織が連携してその役割を担っている。

学長が各委員会・専門部会の委員長・部会長を任命し、各活動の推進・調整にあたっては、委員長・部会長がその職責を担い、規程に則った運営を行っている。

このように、使命・目的及び教育研究上の目的の実現に向けて、教育研究組織の構成との整合性は整備され、適切に機能している。

図1-1-1 「東京福祉大学 教学組織図」

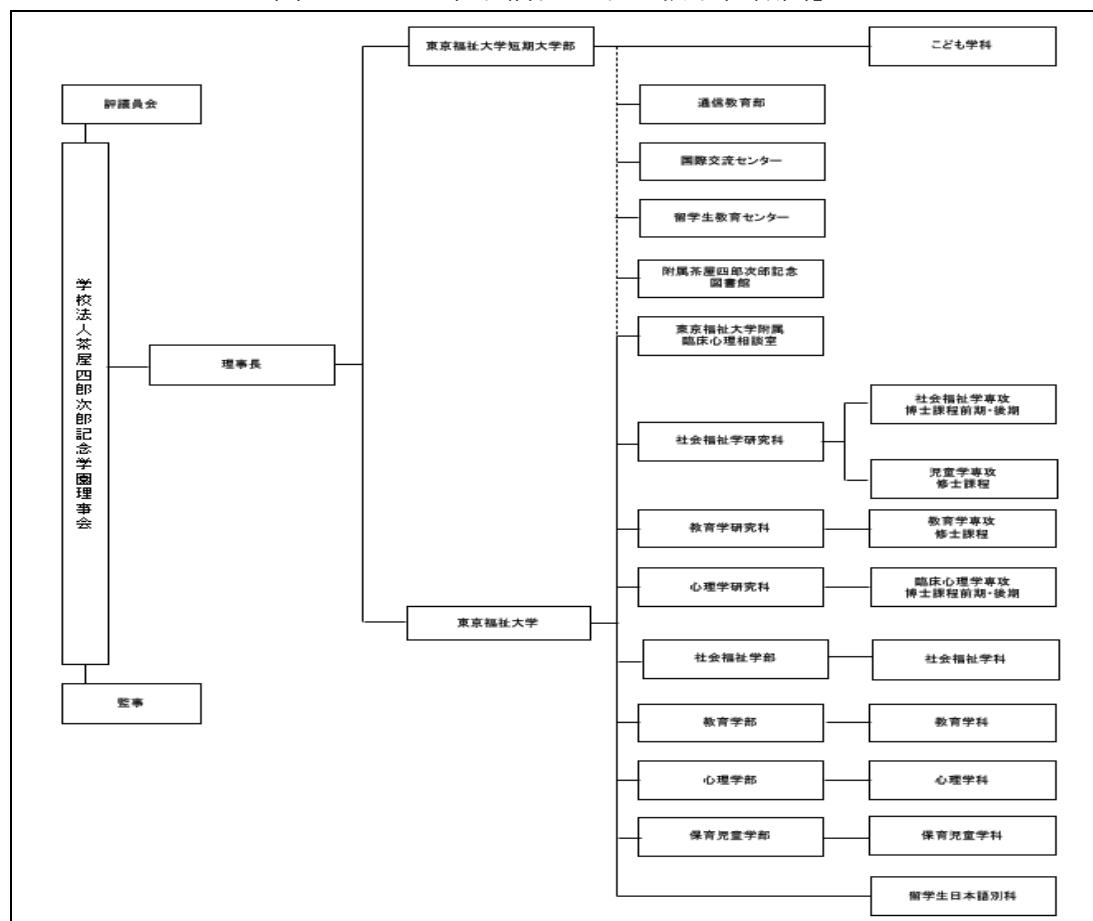
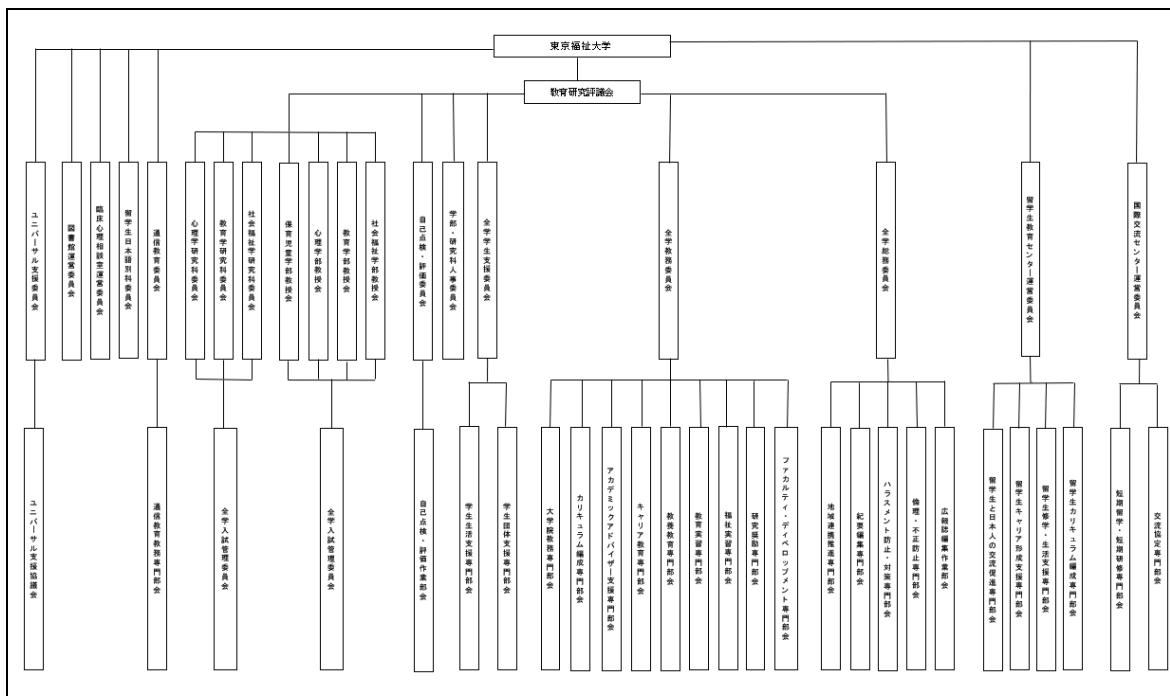


図1-1-2 「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」



1-1-⑤変化への対応

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために、令和 6(2024)年 12 月から各学部・研究科において社会の情勢や環境の変化に対応した点検と見直しが行われ、三つのポリシーの修正案は、令和 7(2025)年 3 月の教育研究評議会での審議・承認を経て、現在のものになっている。

また、令和元(2019)年に策定された第二期中長期計画(令和2年度～令和6年度)には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、長引く不況による家計への影響、少子化に伴う大学経営の困難、高齢化に伴う福祉政策の転換、留学生・障がいのある学生への支援等、社会の情勢や本学を取り巻く環境の変化を踏まえた「教育目的」の実現の重点目標として「社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る」、「組織運営をさらに迅速に機動的に行えるよう見直し、ガバナンスの強化を図る」、「各キャンパスを整備し、効率良い使用を検討する」、「ローカリズムとグローバリズムの政策的調和を図る」等の方針が示されてきた。

現在、第三期中長期計画(令和7年度～令和11年度)を理事長と学長が中心となり、学長補佐、学部長、研究科長、事務局長補佐、関係各部署が連携して策定を進めている。第三期中長期計画(令和7年度～令和11年度)は、第二期中長期計画(令和2年度～令和6年度)の結果・検証を踏まえて「教育目的」の実現のための重点目標方針を継続し、さらにAI社会の到来による社会変化の影響や流動的で先行き不透明な状況、情報の複雑化により正確な情報が分かりにくく今までの延長線上にない時代(VUCA時代)の影響などへの対応を考慮しながら社会の情勢や本学を取り巻く環境の変化に対応す

る取組みの継続と推進が考慮されている。

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和6(2024)年12月から各学部・研究科において三つのポリシーの見直しを行い、現在の三つのポリシーは社会の情勢や環境の変化に対応を踏まえ、本学の使命・目的及び教育研究上の目的の実現する方針へと改訂している。また、使命・目的及び教育目的の実現のための委員会・専門部会を組織・整備し、教学運営・学生支援を手厚く機能的に行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 第三期中長期計画(令和7年度～令和11年度)が策定途中にあり、できるだけ早く完成させ大学ホームページなどで公表する必要がある。また使命・目的及び教育目的を達成するための事業に関する中長期的な計画について、入学者数等、実現可能性の高い基礎数字を用いるなど、実質を伴った計画策定が求められる。
- 事業の中長期的な計画の基礎となる大学全体の状況把握とそのフィードバックや教職員での情報共有は不十分であり、改善を要する。
- 各委員会・専門部会での中長期計画の要望や年次計画案は策定されている一方で、各教授会・研究科委員会での中長期計画や年次計画案の策定が行われていないため、策定が必要である。
- 本学の使命・目的については、これまで「できなかった子(生徒)ができる子(学生)にするのが教育」と定めてきたが、この使命・目的は在学生の能力を恣意的に決めていることへの問題や、在学生の大半が成人である彼ら・彼女らを「子」どもと呼称することに関する人権上の問題があることも考えられる。今後は今までの使命・目的を一部踏襲しながら「東京福祉大学」のアイデンティティを明確に表す使命・目的、例えば「すべての学生の可能性や能力を引き出し福祉の心に基づき公共の善を模索し体現する人材育成を行う」等を提示していくことが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 第三期中長期計画(令和7年度～令和11年度)策定終了と大学ホームページでの公開や全体ミーティングでの周知・説明を令和7(2025)年11月末までに行う。
- 各教授会・研究科委員会での中長期計画案と年次計画案の策定終了を令和7(2025)年11月末までに行う。
- 社会変化を鑑みた本学の使命・目的及び教育研究上の目的の再検証を令和7(2025)年11月末までに行う。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための組織体制として最終的な責任を負う組織は学長を議長とする「教育研究評議会」であり、実働体制として、自己点検・評価委員会と業務管理室が連携し、エビデンス・データに基づいて、大学運営及び教育活動等の適切性や有効性、そして内部質保証が担保されているか、自己点検・評価を実施し、その結果報告を踏まえ、教育研究評議会によって恒常的に大学運営及び教育活動の改善を実施している。

なお、業務管理室は「①法人全体および法人事務局の業務管理に関すること」、「②法人全体の建学の理念から、教育研究力向上のため教育研究に関する情報の収集・調査・分析に関すること」、「③自己点検・評価に関するデータの収集・管理、および内部質保証に関するデータの収集・管理に関すること」を目的とし、令和 7(2025)年 3 月に IR(Institutional Research)機能を内包する組織として法人事務局に設置された。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準 2-2 を満たしていない」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、令和 5(2023)年度と令和 6(2024)年度に自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として大学ホームページで公表している。令和 6(2024)年度は、文部科学大臣が認証する認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）の大学機関別第三者認証評価（以下、「認証評価」という。）を受審しており、評価機構の評価結果報告書も併せて大学ホームページで公表している。

また、教育における内部質保証の担保のための自立的な自己点検として毎年春学期・秋学期終了後に全教員が「担当科目実施報告書」を作成し、同一科目担当者間で実施報告内容を共有するとともに「同一科目担当者協議会報告書」を作成して、同一科目担当者間の授業の質を平準化している。また、「担当科目実施報告書」と「同一科目担当者協議会報告書」は、カリキュラム編成専門部会にエビデンスとして提出され授業内容の確認と改善に活用されている。また、カリキュラム編成専門部会では履修系統

図であるカリキュラム・ツリーを学部別に毎年度作成しておりエビデンスに基づく教育課程の可視化に関する自己点検を実施している。特に令和 6(2024)年度はディプロマ・ポリシーが示す能力・資質とカリキュラムとの関連性を体系的に図示したカリキュラム・マップを学部ごとに策定し、教育における内部質保証に関する自己点検・評価を実施している。

しかしながら以上の自己点検・評価の結果が大学の改革・改善等に十分に活用されていないのが実情であり、内部質保証のための自己点検・評価は十分機能していないといえる。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制については本学では整備されてこなかったが、令和 7(2025)年 3 月に IR(Institutional Research)の機能を包含する機関として業務管理室を法人事務課に設置し、内部質保証のためのデータ収集と分析を行う体制の整備が徐々に整いつつある。具体的な業務管理室の業務は主に、「①法人全体及び法人事務局の業務管理に関すること」、「②法人全体の建学の理念から教育研究力向上のため教育研究に関する情報の収集・調査・分析に関すること」、「③自己点検・評価に関するデータの収集・管理及び内部質保証に関するデータの収集・管理に関すること」の 3 点である。

2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準 2-3 を満たしていない」

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるために全学学生支援委員会が中心となり「学生生活満足度調査」に関するアンケートを毎年実施している。アンケートの分析結果は「学生生活満足度調査実施報告書(簡易版)」として令和 7(2025)年 6 月 20 日までに大学ホームページに掲載し学生に公表する予定となっている。しかしながら、この調査から得た学生からの意見・要望を汲み上げ、それらを教育研究の改善・向上につなげる具体的なシステムが、大学において、また各学部・研究科においても十分に構築されていない。

以上から学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用は十分とは判断できない。

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の保護者をはじめとする学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育

研究や大学運営の改善・向上に生かす努力は現時点できていない。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

令和6(2024)年度は各学部・研究科で三つのポリシーのうちのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを中心に大学の使命・目的及び教育研究上の目的との関係性を見直し、適宜修正している。しかしながらその結果を教育研究や大学運営の改善・向上に具体的に活用できていない。

次に自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた第三期中長期計画(令和7年度～令和11年度)の策定が完了しておらず、次期中長期計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能していない。

令和6(2024)年度の自己点検評価書と第三者認証評価の結果は大学ホームページに公表されているが、学生や学外関係者の理解・支持を十分には得られていない。

その一方で「東京福祉大学・大学院 内部質保証の方針について(案)」が令和7(2025)年2月に策定されたことで、内部質保証のための学部、学科、研究科と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性について整備が徐々に進んでいる。内部質保証の推進に関連する学内の組織とその手続きは次のとおりである。

内部質保証の推進に関連する学内の組織とその手続き

組織	内部質保証の推進の手続き
教育研究評議会	内部質保証の中心かつ最終的な責任を担う組織として、各学部・研究科、委員会・専門部会からの課題や提案を集約し、全学的な方針と改善計画を審議・決定し、改善につなげていく。
自己点検・評価委員会 業務管理室	エビデンス・データを基に自己点検・評価を実施し、その結果を教育研究評議会に報告する。
各学部・研究科、委員会・専門部会	定期的に自己点検・評価を実施し、教育研究評議会で決定した方針は学長の指示のもと、再び現場にフィードバックし、教育の質の向上に活かす。

こうして大学全体でPDCAサイクルを機能させながら、継続的な改善を図るという仕組みである。

[基準2の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

○内部質保証のため自己点検・評価の結果と認証評価などの第三者による評価結果を基にした継続的な自己改善を行っており、教育研究及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質は保証されている。

○内部質保証の機能性のために恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制

が明確にすることが必要である。本学では令和7(2025)年2月に「東京福祉大学・大学院 内部質保証の方針について」を策定したことで内部質保証の組織体制と責任体制が明確となった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 自己点検・評価については、実施する周期なども含めて規則に基づいて実施されておらず、改善に向けた施策等の検討も行われていないため改善が必要である。
- 自己点検・評価について、業務管理室で十分な調査・データを収集・分析の上、全学的体制で自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。
- 各学部・研究科で自主的・自律的な自己点検評価が実施されていないため改善が必要である。
- 学生懇談会などの学生との対話などを通し学生の意見・要望をくみ上げ教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを取り入れる必要がある。
- 各学部・研究科で学生の意見・要望を取り入れる学生との対話やアンケートなどのシステムを取り入れる必要がある。
- 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力が必要である。
- 各学部・研究科で内部質保証の基準に基づいた自己点検・評価の実施が必要である。
- 自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた中長期計画の策定が必要である。
- 自己点検・評価、認証評価などの結果を大学ホームページに公表するだけでなく、学生対象の全体ミーティングなどで積極的に説明し、理解・支持を得られるよう努力が必要である。同様に学外関係者に対してもホームページ上の自己点検・評価報告書の概要の説明だけでなく、認証評価の結果に関し説明が必要である。
- 三つのポリシーのうちアドミッション・ポリシーは大学全体のものしか策定されておらず、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーの策定が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 内部質保証の組織図の可視化が可能となるフローチャートなどのイメージ図の作成を令和7(2025)年度10月末まで行う。
- 自己点検・評価については、実施する周期なども含めて規則に基づいて実施し、改善に向けた施策等の検討も令和7(2025)年12月までに行う。
- 自己点検・評価について、業務管理室で十分な調査・データを収集・分析の上、全学的体制で自己点検・評価を令和7(2025)年12月までに実施する。
- 各学部・研究科で自主的・自律的な自己点検評価を令和7(2025)年11月までに実施する。
- 学生懇談会などの学生との対話などを通し学生の意見・要望をくみ上げ教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築と実施を令和8(2026)年2月までに行う。
- 各学部・研究科で学生の意見・要望を取り入れる学生との対話やアンケートなどの

システムの構築と実施を令和 8(2026)年 2 月までに行う。

○学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かすシステムの構築と実施を令和 8(2026)年 2 月までに行う。

○各学部・研究科で内部質保証の基準に基づいた自己点検・評価の実施を令和 8(2026)年 3 月までに行う。

○自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた中長期計画の策定を令和 7(2025)年 11 月までに行う。

○自己点検・評価、認証評価などの結果を大学ホームページに公表するだけでなく、学生対象の全体ミーティングなどで積極的に説明し理解・支持を得ることと、学外関係者に対してもホームページ上での自己点検・評価報告書の概要の説明だけでなく、認証評価の結果に關し説明することを令和 8(2026)年 3 月までに行う。

○各学部・研究科のアドミッション・ポリシーの策定を令和 7(2025)年 12 月までに行う。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

東京福祉大学(以下、「本学」という。)の建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」に則り、全学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を以下のとおり定めている。

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」

<大学>

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力・行動力が備わった、社会福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的としている。

そのために、実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付けることや本学の各学部・学科で養成する各分野の専門家に必要な専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え方・チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせることを重視している。

本学の入学者選抜では、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、総合型選抜をはじめ多様な選抜方法を用意し、学習意欲・熱意、人間相手の仕事への適性を持つ方にぜひ入学の機会を提供したいと考え、以下のように本学の入学者受入れ方針を定めている。

1. 本学の教育理念、教育目標・内容・方法等を理解した上で入学を希望する者
2. 将来、社会福祉関係、保育関係、学校教育関係、心理学を生かした職業を目指し、チャレンジ精神や意欲がある者
3. 自分や他の人を大切にし、「やさしさ」「思いやり」「人間性」にあふれる熱意のある者
4. 東京福祉大学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていくという意欲のある者

<大学院>

東京福祉大学大学院では、学生に対し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得をめざし、卒業までに確実に学生の学問的能力を高められるよう、「講義」「演習」などを通して、双方向対話型の教育を実践するとともに倫理規定に沿った「調査」を行っている。また、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心があり、国際社会を生きる各分野のリーダーとして高潔な人格形成を目指している。

本大学院の入学者選抜試験では、こうした国際感覚や研究意欲があり、学び続けることができる能力を持った学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性を見出すことを目的とし、選抜試験を実施する。

本大学院では、次にあげるような学問・研究に必要な基礎的な能力と人間性がある人材を求めている。

1. 東京福祉大学院の実践的・効果的な教育を継続して学び、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得を目指そうとする意欲がある者
2. 各分野の学問的・実践的リーダー的な人材になりたいという強い熱意がある者
3. 教養を生かし、他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」及び「人間性」がある者

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、募集要項等を通して学内外に周知しており、オープンキャンパスや受験希望者対象の大学説明会等においても説明を行っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

入学者選抜は文部科学省通知「大学入学者選抜実施要領」に則り、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施要領及びその細目を定めている。入学者選抜の実施・運営は全学入試管理委員会を中心とする入学試験実施本部が統括しており、入学者選抜を担当する教職員に対しては事前に入念な説明を行い、公正かつ厳格な実施体制のもとに入学者選抜を行っている。

また、令和7(2025)年度より、学部・研究科ごとに入試管理委員会を設置し、日本人学生の入学者選抜に関しては各学部・研究科にて入学者選抜と合否判定を行い、教授会・研究科委員会、全学入試管理委員会を経て学長が入学者を決定している。

入学試験問題の作成にあたっては入学試験問題作成委員会を組織し、委員相互に各問題の点検・校正等を経てアドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れを実現するための入学試験問題を編成している。

また、本学では入学者受け入れの選抜方式として、総合型選抜、学校推薦型選抜、Special奨学生選抜、一般選抜、特別選抜、編入学を設けており、いずれの選抜方式に

おいても単に知識の有無を問うのではなく、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的 possibility を評価できるようアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。入学者の受け入れ選抜方式の特徴は次のとおりである。

「入学者の受け入れ選抜方式の特徴」

■総合型選抜

総合型選抜は課題発表型、活動発表型、目標発表型の3方式で実施しており、令和6(2024)年度には基礎学力型を新設する。いずれも本学のアドミッション・ポリシーに適合し、本学で能力を伸ばす意欲のある者を選抜している。また、課題発表型、活動発表型では成績優秀者に初年度納付金を減免する制度を実施している。

■学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は公募型と指定校型があり、いずれも出願要件にアドミッション・ポリシーに適合することを明記している。

■一般選抜、Special奨学生選抜

一般選抜では、本学独自の学科試験のほか、大学入学共通テストを利用した選抜も行われている。

Special奨学生選抜は、一般選抜と同様、本学独自の学科試験を課し、合格者の中特に優秀と認められた者を奨学生として採用するとともに、一般選抜免除合格の判定も行う。一般選抜、Special奨学生選抜とともに、本学独自の試験問題作成にあたってアドミッション・ポリシーに基づく作問方針に留意し、問題が作成されている。

■特別選抜

特別選抜は、社会人、帰国生徒、留学生を対象者とする選抜を行っている。いずれも本学のアドミッション・ポリシーに適合する者が共通の出願資格となっており、面接、小論文(外国人留学生は作文)、書類選考によって審査している。

■留学生選抜

留学生向けに面接、書類選考による選抜を行っている。アドミッション・ポリシーに適合することが出願資格になっている。

■編入学

他の大学・短期大学・専門学校卒業者等(外国人留学生含む)を対象とした編入学試験も実施しており、ここでも面接、小論文(外国人留学生は作文)、書類選考によって、本学のアドミッション・ポリシーに適合する人物であるか審査を行っている。

■留学生編入学

留学生向けに面接、書類選考による選抜を行っている。アドミッション・ポリシーに適合することが出願資格になっている。

■大学院

面接において、アドミッション・ポリシーに適合する人物であるかに加え、各専攻・課程における人材養成等に係る目的に見合う人物であるかを審査している。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年の入学定員に対する入学者については、社会福祉学部は留学生のニーズに応えるため令和4(2022)年度に入学定員を360人から410人に増やしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大(以下、「コロナ禍」という。)において、留学生の来日が困難または不可能になった影響を受け、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度は大幅に入学者数が減少した。令和5(2023)年度にコロナ禍が終息し、留学生の渡航が可能となったため、令和6(2024)年度の入学定員を440人へ増やし、令和6(2024)年度の入学定員充足率は167.3%と大きく改善している。令和7(2025)年度の入学定員をさらに490人へ増やし、定員の充足率は138.4%になった。保育児童学部は入学定員割れが続いていたため、令和4(2022)年度に入学定員を80人減らしたが、令和4(2022)年度・令和5(2023)年度は入学者が減少していたが、令和6(2024)年度の入学定員充足率は76.6%と改善している。令和7(2025)年度は入学定員を50人減らし、入学定員充足率は141.0%と大きく改善している。教育学部もしばらく入学者数の減少傾向が続いていたが令和6(2024)年度の入学定員充足率は81.4%、令和7(2025)年度の入学定員充足率は98.6%と改善傾向にある。一方、心理学部は令和3(2021)年度まで入学定員充足率が100%を上回り、令和4(2022)年度に入学定員を30人増やし、さらに令和6(2024)年度に入学定員を30人増やし、入学定員を260人としているが、令和6(2024)年度の入学定員充足率は110.8%、令和7(2025)年度の入学定員充足率は103.1%と入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されている。

大学全体として入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するため、アドミッション・ポリシーに沿った人材を広く募集できるよう、令和5(2023)年度に総合型選抜(目標発表型)においてエントリー制度を創設している。このエントリー制度は他大学との併願が可能であり、エントリー登録日に事前面談を行って、将来の明確な目標とそのための努力、大学入学後の勉学への意欲をアピールできた志願者は面接を免除し、目標レポートを含む書類選考のみで合否を決定する制度となっている。また、令和7(2025)年度の入試では総合型選抜に面接で自身をアピールするのが不得意な高校生が出願しやすくなるため、基礎的な学力を問う基礎学力型選抜制度を新設している。

定員の未充足が続く保育児童学部と教育学部については、令和5(2023)年度、教育学部教育学科学校教育専攻に小学校で必要とされるICT(情報通信技術)教育を担うことができるよう履修モデルとして「ICTコース」を設置している。また、保育児童学部保育児童学科には保育・福祉と合わせて芸術系科目(音楽・造形など)を学び、コミュニ

ケーションを重視した芸術表現や福祉現場での芸術表現が活かせる人材の養成を目的とする履修モデルとして「芸術福祉コース」を設置するなど、ICT教育の専門家として教育界に貢献したい学生や、音楽・美術志向の強い学生への訴求を図っている。

表3-1-1 各学部の過去5年の入学定員・入学者数・入学定員充足率

学部		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
社会福祉学部	入学定員(人)	360	410	410	440	490
	志願者数(人)	812	410	383	1,016	1,078
	入学者数(人)	479	251	242	736	678
	入学定員充足率	133.1%	61.2%	59.0%	167.3%	138.4%
保育児童学部	入学定員(人)	230	150	150	150	100
	志願者数(人)	122	120	103	167	220
	入学者数(人)	70	67	71	115	141
	入学定員充足率	30.4%	44.7%	47.3%	76.6%	141.0%
教育学部	入学定員(人)	280	280	280	220	220
	志願者数(人)	508	337	276	298	374
	入学者数(人)	252	141	118	179	217
	入学定員充足率	90.0%	50.4%	42.1%	81.4%	98.6%
心理学部	入学定員(人)	200	230	230	260	260
	志願者数(人)	535	511	411	481	503
	入学者数(人)	257	238	213	288	268
	入学定員充足率	128.5%	103.5%	92.6%	110.8%	103.1%

大学院については、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期及び教育学研究科教育学専攻修士課程は留学生の入学ニーズが高く、入学定員超過の状態が続いているため、入学定員の見直しを行い、令和5(2023)年度にそれぞれ入学定員を増やしている。

それにより、教育学研究科教育学専攻修士課程においては、令和6(2024)年度に入学定員を超過したが、令和7(2025)年度は入学定員に近い水準となった一方、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期においては、直近の2年間（2024年度、2025年度）の入学者は、入学定員を大きく超過しており、「教育の質の担保」及び「教員の負担」について、早急に検討する必要がある。加えて、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期においても、直近の3年間（2023年度～2025年度）の入学定員が大きく超過しているので、同専攻博士課程前期同様、「教育の質の担保」及び「教員の負担」を検証し、入学定員の見直しを含めた博士課程後期の選考等のあり方について検討し、方針を定める必要がある。

以上のことから、大学院においては「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」ができているとは言い難い状況である。

表3-1-2 各大学院研究科の過去5年の入学定員と入学者数及び入学定員充足率

研究科・専攻		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期	入学定員(人)	10	10	70	70	70
	志願者数(人)	73	67	115	354	300
	入学者数(人)	59	61	92	287	139
	入学定員充足率	590.0%	610.0%	131.4%	410.0%	198.6%
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期	入学定員(人)	3	3	3	3	3
	志願者数(人)	0	5	12	43	19
	入学者数(人)	0	5	9	35	16
	入学定員充足率	0.0%	166.7%	300.0%	1,166.7%	533.3%
社会福祉学研究科 児童学専攻 修士課程	入学定員(人)	10	10	10	10	10
	志願者数(人)	4	3	6	23	15
	入学者数(人)	3	1	2	14	8
	入学定員充足率	30.0%	10.0%	20.0%	140.0%	80.0%
心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期	入学定員(人)	30	30	30	30	30
	志願者数(人)	38	66	94	71	57
	入学者数(人)	15	14	18	12	11
	入学定員充足率	50.0%	46.7%	60.0%	40.0%	36.7%
心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期	入学定員(人)	3	3	3	3	3
	志願者数(人)	2	4	2	3	1
	入学者数(人)	0	2	0	1	0
	入学定員充足率	0.0%	66.7%	0.00%	33.3%	0.0%
教育学研究科 教育学専攻 修士課程	入学定員(人)	10	10	30	30	30
	志願者数(人)	45	30	26	85	50
	入学者数(人)	28	26	20	66	35
	入学定員充足率	280.0%	260.0%	66.7%	220.0%	116.7%

3-2. 学修支援

- ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、全学教務委員会が中心となり、教員と職員等が協働で調整を図りながら全学的に遂行している。本学では春学期・秋学期の2学期制(以下、「セメス

ター」という。)を導入しており、各セメスターのはじめに行っているオリエンテーションやホームルームでの履修指導においては、アカデミックアドバイザー(クラス担任)が履修登録に関する質問に対応するなど、学生への直接的な履修指導を行っており、教員と教務課職員が確認を取りながら円滑、かつ適切に履修登録を進めている。

本学の教員は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて、オフィスアワーを週3時間以上設けることになっており、オフィスアワーの曜日・時間帯はシラバスに記載されているほか、教員の研究室前にも担当授業科目とオフィスアワーの曜日・時間帯が掲示されている。また、教員には担当授業科目の学修相談のほか、学生のキャリア開発に役立つ支援を行うことを推奨しており、研究室前にはそうした内容も掲示することで学生の積極的な相談利用を促している。

授業編成にあたってはキャリア教育に関する科目を全ての学年を通してカリキュラムに組み込んでおり、1・2年生では大学での勉学に必要となる基礎教養と広範な一般知識を身につけるための科目、3年生以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身につけさせるための科目を中心にカリキュラムを編成している。

障がいのある学生等への学修支援については、「改正障害者差別解消法」の合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」に移行したことでも考慮し、障がい者支援の体制整備に取り組んでおり、令和6(2024)年度に障がい者支援を統括する「ユニバーサル支援委員会」及びその下部組織で実務を担当する「ユニバーサル支援協議会」を設置している。「東京福祉大学における障がいのある学生に対しての支援について(合理的配慮の取り組み)」と題する冊子を作成して全教職員への周知を図るとともに、同時に定められた「東京福祉大学 障がい学生支援規程」に基づき、合理的配慮が必要な学生を組織的にサポートする仕組みを整えている。

施設面については、障がいのある学生等への支援のため、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置し、校舎内は段差の少ないバリアフリー構造を取り入れ、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備するなど、障がいのある受験者・学生等への配慮のための施設を整備している。また、障がいのある受験者への支援に関しては、障がい、病気、負傷等により入学者選抜における配慮を希望する受験者については、大学入試センターの実施する大学入学共通テストに準じた対応をとっている。さらに、大学入試センターの配慮支援に該当しない場合や具体的な対応方法をとることが困難な場合は、発達障害教育センターや日本学生支援機構及び大学入試センターに相談し、その内容に沿って対応することとしている。本学の障がいのある学生に対しての合理的配慮については、基本的に文部科学省が示した指針に基づいて学内諸規定を整備し、障がいのある学生への支援のほか、障がいのある受験者・学生等の入学試験時における支援も行っている。入学試験時の配慮・支援内容とその申請方法については学生募集要項や大学ホームページで周知されている。

学業成績の不振のため休学・留年・中途退学などのリスクのある学生への支援として本人への面接指導を行っているほか、授業担当教員、教務課職員が保証人と連絡をとり、生活環境の改善を含めた学業成績等の改善・向上のための対応を行っている。

健康、生活、経済的な問題については、保健相談室、学生相談室、教務課、キャリア支援室が連携し、専門的な支援を展開している。

また、本学には留学生が約2,400人在籍しており、留学生への支援は本学にとって重要であり、入学から卒業に至るまでの支援をアカデミックアドバイザーが中心となって細やかに行っている。具体的にはアカデミックアドバイザー・コミュニケーション・カードを導入し、毎月1度はアカデミックアドバイザーと面談を行い、日々の生活・修学等の相談・助言を行っている。令和7(2025)年度には留学生の手引きを作成し、全留学生へ配布及び配信を行って規則やマナー、修学の仕方などホームルームを活用して確認させている。

3-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)等の採用・活用については、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」に基づいて運用を行っている。教育アシスタント(TA・SA)は、授業を担当する教員の指導・助言に従い、授業の事前準備、学生からの質問対応、演習・実習の教育業務等の支援を行っている。教育アシスタントを活用することは学修支援の充実に有効であり、教育者を目指す学生にとっても教育アシスタントとして学習支援に携わることは、実践的な教育の経験や資質向上のためのよい機会ともなっている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

令和6(2024)年度より、実習・資格取得・就職のキャリア支援を機能的かつ総合的に支援するために、就職支援室、福祉専門職支援室、教職課程支援室を組織統合し、キャリア支援室を設置している。これにより学生の進路・就職・実習の専門分野について組織的な取り組みが強化され、キャリア支援のさらなる充実が図られている。

学生の就職支援においては一人ひとりの学生の就職を丁寧にサポートしている。また、福祉や保育の専門職を目指す学生の資格取得のための学修や実習が円滑に進むようサポートをしている。さらに教職を目指す学生の教育実習、教員採用試験のサポートをしている。

また、学生への具体的な実習・演習及び就職の支援方針や取り組み内容について、全学教務委員会の下部組織である福祉実習専門部会、教育実習専門部会、教養教育専門部会、キャリア教育専門部会が相互に連携し、必要に応じ情報共有し、課題があれば解決方法を策定、実施、評価し、その結果について分析を行い、学生支援の充実へと繋げている。

学生が実習を行う際には各専門分野の専任教員による実習の事前・事後の指導と実習先へ巡回しての指導を行っている。学生の実習時の様子や状況はキャリア支援室に報告され、キャリア支援室、アカデミックアドバイザー、実習指導にあたる教員が連携して、学生一人ひとりに合わせた支援を行っている。

学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、社会に貢献できる人材に育つよう、1年次から4年次までのカリキュラムの流れの中で、学部により科目名称は異なるが「キャリア基礎演習科目」、「キャリア開発演習科目」を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習科目」、「キャリア開発演習科目」の具体的な内容として、1・2学年次は「学習に対する基本的姿勢、公共心(良識)、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につける」、3・4年次では「職業に関しての多様な選択肢について理解をさせ、自己の冷静な分(適性)によって職業についての認識を深める」ことができるよう科目が編成されている。

このほか、社会的・職業的自立のために有用な資格の取得を支援するため、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験等を受験希望する学生を対象とした受験対策講座を開講しているほか、公務員を志す学生に向けて公務員採用試験対策講座を3年次から開講するとともに、公務員インターンシップへの参加も推奨している。また、キャリア支援室がアカデミックアドバイザーと連携して行う学生との個人面談や、就職試験面接を想定した模擬面接の実施、学外施設・企業の人事採用担当者を招いての学内就職説明会やセミナーの開催等も行っている。また、留学生の社会的・職業的自立に資するため、日本語能力向上のための指導体制を整備するとともに、留学生を対象としたガイダンス・セミナーも行っている。

こうした本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、公務員採用試験対策、国家試験対策、学生一人ひとりに合わせた進路決定支援等の成果は、多くの公務員採用試験・国家試験合格者数や就職率に表れている。

就職関係のデータ管理について、現在は卒業時の個々の学生の住所、連絡先、実習先、就職活動や支援の状況をデータベースで管理しており、キャリア支援室にて共有され、学生指導に活用されている。

留学生のキャリア支援については、キャリア支援室、留学生支援室、留学生教育センター、留学生教育センター運営委員会が連携して進めている。さらに留学生の教育及び研究に関する審議・検討するため、留学生教育センター運営委員会の下部組織として、留学生カリキュラム編成専門部会、留学生修学・生活支援専門部会、留学生キャリア形成支援専門部会、留学生と日本人の交流促進専門部会の4つの専門部会を設置して、留学生の修学・生活・キャリア支援・日本人学生との交流等、入学後の学生生活から卒業・就職までを全学的に支援している。さらに、日常的な支援体制に関しては、日本人学生同様にアカデミックアドバイザーを配置して、いつでも相談できる支援体制をとっている。また、ビザ更新等で必要な授業への出席の確認や学習支援においては教務課と連携している。また、アカデミックアドバイザー・コミュニケーション・カードを用いて、月に最低1回、アカデミックアドバイザーと個別面談をおこなうシステムを構築している。

このように、本学は教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されていると判断する。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、学生が大学生活を円滑に、有意義にそして安全に送れるよう、学内の規則、諸手続きの方法、課外活動等、学生生活の全般的な理解を目的として作成された手引き「学生生活の手引き(冊子)」を入学時に入学者全員に配付し、オリエンテーションにおいて、その詳細を説明している。なお、「学生生活の手引き(冊子)」は、毎年度見直しを行って改定している。

また、経済的支援として、日本学生支援機構への手続きをはじめとして、各種民間団体・地方公共団体の支援制度について学生用ホームページを通じてお知らせし、申し込みを随時受け付けている。本学独自の奨学金制度もあり、安定した学生生活を送る上で大きな支えとなっている。学生生活の安定のための主な支援は次のとおりである。

1. アカデミックアドバイザーによる支援

本学では、学生一人ひとりに対する充実したサポートを実現するため、アカデミックアドバイザー制度を実施している。アカデミックアドバイザーの役割は、学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員の役割を果たしている。各学部の専任教員が分担して1年次から卒業まで学生を受け持っている。アカデミックアドバイザーの具体的支援は次のとおりである。

(1)学業・学修に関する支援

各学期の開始時に個人面談を行い、学生からの様々な相談を受けると同時に学修、履修状況や生活状況について把握し、話し合いを行い、必要に応じて保証人及び授業科目担当教員、教務課との連絡調整等の対応を行っている。

(2)就職・キャリアに関する支援

将来の目標や方向性について、キャリア支援室とも連携して相談に応じている。資格取得や就職に関して、そのために必要な国家試験や就職試験についても勉強会を行うなど支援をしている。

(3)その他

学生生活上の困りごとについて相談にのって支援している。人間関係、健康状態など必要に応じて、関係部署と連携を図りながら、安心して学生生活が送れるよう支援している。

2. 全学的な学生生活の安定のための支援

全学的な学生支援については全学学生支援委員会を設置し、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題の検討を行い、全学的な支援策を講じている。さらに全学学生支援委員会の下には、学生生活支援専門部会、学生団体支援専門部会の2つの専門部会を設置し、学生の生活支援に関する課題や学生生活の充実につながる行事やサークル活動に対する支援も行っている。また、学生生活を安心して送ることができるよう各ハラスメント等の対策・防止についてはハラスメント防止・対策専門部会を設置(全学総務委員会の下部組織)し、安全・安心な学生生活環境を整えている。

本学では、学生生活の様々な相談について各キャンパスの教務課を窓口としており、学業・履修に関する相談以外でもサークル活動、ボランティア活動、奨学金、アルバイト等、学生生活全般に関する相談を総合的に受け付ける体制をとっている。

(1) 課外活動支援による学生生活の安定

① クラブ活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動を行うための支援

本学では、大学祭(東京福祉大学千輝(きらら)祭、以下「大学祭」という。)を毎年開催してきた。コロナ禍で5年間行われていなかったが、令和7(2025)年度においては、実行委員会が立ち上がり、新たな形での「千輝(きらら)祭実行委員会」を設立し、学生が主体となって運営を行い始めた。全学学生支援委員会や教務課職員も適宜助言や支援を行って進めている。

② 学生団体、サークル活動支援

令和7(2025)年度に活動する団体は、伊勢崎キャンパス14団体、池袋キャンパス2団体、王子キャンパス4団体、サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。

伊勢崎キャンパスには、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用としてサークルが12室、音楽室を備えるサークル棟を設置しており、伊勢崎キャンパスにおいては体育館を使用し、各キャンパスとも空き教室も課外活動で利用できるようにしている。

③ 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)における支援

学生の社会的活動に対し、大学教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助することができる旨を、本学の規則で定めている(「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則」第3条第2項)。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等からの学生ボランティアの依頼に対して、ボランティアの募集掲示を行い、参加を支援している。本学では学生のボランティア参加を奨励しており、優れた社会的活動の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。

(2) アメニティサービスの充実による学生生活の安定

学生のキャンパス・アメニティとして、伊勢崎キャンパスにおいては本館1階にカ

フェテリア(学生食堂)があり、午前11時00分から午後3時00分まで営業している。また、自動販売機を設置しておりカフェテリアの営業時間外(原則として午前8時00分から午後8時00分)も利用できるようになっている。1号館1階の学生ラウンジには、自動販売機コーナー、学生用向けのアルバイト・ボランティア求人、催し物の案内等の学内掲示板のほかコピー機も設置している。また、4号館2階、5号館1階の学生ラウンジにも、ミーティングテーブル、自動販売機、電子レンジ(5号館のみ)等を設置している。

池袋キャンパスにおいては、8号館2階、9号館2階、10号館8階に学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、電子レンジを設置している。また、4号館1階、8号館2階、9号館2階、10号館8階にはコピー機も設置している。

王子キャンパスにおいては、2号館13階の学生ラウンジにミーティングテーブルのほか、自動販売機、電子レンジを設置している。また、1号館1階、2号館3階にはコピー機も設置している。

名古屋キャンパスにおいては、10号館9階の学生ラウンジにはミーティングテーブルのほか、自動販売機及び電子レンジを設置している。また、10号館2階、4階、6階、9階にはコピー機も設置している。

令和7(2025)年度においては、令和5(2023)年度に行った学生生活満足度調査の結果を受けて、結果を公表し、学生からの要望については対応する案件と、今後の対応が可能かどうか検討する案件を学生用ホームページに公表している。

(3)福利厚生による学生生活の安定

①宿舎が必要な学生への支援

本学では、開学以来、学生寮・宿舎等の施設運営は行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために各キャンパス指定の学生会館の紹介を行っている。特に伊勢崎キャンパスでは、合格通知・入学手続書類案内、大学案内(GUIDE BOOK)等の請求者に大学周辺の「伊勢崎キャンパスの学生会館・マンションのご案内」を同封送付している。

②通学(通学バスの利用、駐輪場・駐車場の設置等)のための支援

伊勢崎キャンパスは最寄り駅から離れているため、通学のための支援として、本学と最寄り駅(JR高崎線本庄駅、JR両毛線・東武伊勢崎線伊勢崎駅)の区間内で、地元バス会社と提携し、一般路線バスをスクールバスとして無料で利用できる制度を導入している。また、基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には、自転車又はバイク・自動車による通学を許可している。自動車通学者のために、キャンパス内外に学生用駐車場約500台、自転車及びバイク通学者の為に駐輪場約340台(駐輪場は1号館北側に設置)を整備している。なお、自動車で通学する場合には、学生駐車場の利用申請が必要であり、許可制となっている。許可にあたっては、安心・安全のための指導も行っている。

③アルバイト・ボランティア紹介による地域と学生を繋ぐ支援

地元の企業・店舗等よりアルバイト求人の紹介依頼があった場合は、教務課で内

容を確認し、学内掲示板に求人票を掲示している。ボランティアについても同様に対応している。

また、学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)や将来の社会人として成長につながるものであるが、いずれについても授業や学生の心身に支障が無いよう、アカデミックアドバイザー、全学学生支援委員会、教務課が連携して適宜指導している。

(4) 学生の意見への反映

令和5(2023)年度に実施した「学生生活満足度調査」の結果について情報共有や分析、改善への活用について次のとおり実施した。

- ・学生への報告書の公表について、報告書の簡易版を作成し、6月に学生に掲示板や大学ホームページで公表を行った。
- ・学生からの意見への対応について、6月に自由記載の集計表の内容を教育研究評議会に報告し、学生から意見要望等を、学長から担当する委員会や事務局各部署での対応を指示し、委員会や事務局各部署は意見要望等について検討し、具体的な対応策を学長に報告した。検討にあたっては、次のように分けて実施した。
 - ①すでに改善に繋がっているもの(繋がっていると考えられるものも含む)と具体的実施している取り組み内容。
 - ②近い将来に対応可能な取り組み内容とその実施予定期間(目安)。
 - ③長期的に取り組む事が必要な対応方法と、そのおおよその実施予定期間(目安)。
 - ④改善が難しい内容については、理由も含める。

検討した内容(改善策等)については、7月に大学ホームページで公表を行った。

- ・令和7(2025)年度学生生活満足度調査を実施する(9月～10月)。
 - ・集計、分析の実施と報告書を作成する(10月下旬)。
 - ・報告書の簡易版を作成し、学生へ報告・公開する(令和8(2026)年1月下旬)。
 - ・学生からの要望に対して対応及び検討を行う(令和8(2026)年3月上旬)。
- 検討した内容(改善策等)については、掲示や大学ホームページで公表する(令和8(2026)年3月下旬)。

3-5. 学修環境の整備

- ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- ②図書館の有効活用
- ③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス、東京都豊島区の池袋キャンパス、東京都北区の王子キャンパス、愛知県名古屋市の名古屋キャンパスの4キャンパス(校地

76,319m²・校舎50,256m²)を有している。各キャンパスには、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を適切に設置し、教育と研究に適した環境を整備している。

伊勢崎キャンパスでは体育館の耐震対策として、平成29(2017)年に近隣の土地を購入し、体育館(校地:4,976m²・校舎:2,587m²)の建て替えを実施し、それまでの体育館よりも大きく床面積を拡大している。2階の多目的スペースを含めると1,500人を収容可能となっており、体育等の授業やサークル活動のほか、各種催事等でも利用している。また、伊勢崎市との協定で、災害時の避難場所としての役割を担っている。

池袋キャンパスでは、平成29年(2017年)11月より第3高村ビル(3階・4階891.90m²)を賃借し、新たに14号館を設置している。平成30年(2018年)12月には、10号館として講義室として利用していたHI池袋ビル(3階~8階1,810.68m²)に情報処理学習室を移転させ、多目的実習室、家政調理実習室、音楽室を再整備している。

14号館・10号館の新設・再整備により、8号館・9号館・図書館等の池袋キャンパスの主要となる校舎を集約することになり、学生の利便性は向上している。

3-5-②図書館の有効活用

実習施設については、各学部学科で取得できる資格・免許状や国家試験の受験資格を得るためにカリキュラムのために、介護実習室、家政・調理実習室、音楽室、図画工作実習室、多目的実習室、理科実験実習室、臨床心理相談室に付属するプレイルーム等の実習・演習室を設置・活用している。また、伊勢崎キャンパスには、ピアノを配置した個人練習室を14部屋、池袋キャンパスには、アップライトピアノを配置し防音設備も完備した個人練習室を3部屋、電子ピアノを8台設置した個人練習室を設置しており、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等を目指す学生が自由にピアノや楽器等の練習を行えるようになっている。

IT設備・施設については、各キャンパスに情報処理学習室を整備し、情報処理の授業ほか、空いている時には学生が自由にパソコン、プリンターを利用できるよう開放されている。また、カフェテリアや学生ラウンジ等の共用スペースにはWi-Fiの環境を整備されており、池袋キャンパスでは9号館ラーニング・コモンズ、8号館自習室や7号館学生ラウンジ、王子キャンパスでは2号館3階ラーニング・コモンズ内で使用可能なパソコンの貸し出しも行っている。

図書館については、伊勢崎キャンパスに設置されている東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館本館のほか、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパスに各分室を設置している。伊勢崎キャンパスの図書館本館には図書98,834冊・雑誌等逐次刊行物852冊、池袋キャンパス分室には図書55,088冊・雑誌等逐次刊行物359冊、王子キャンパス分室には図書26,528冊・雑誌等逐次刊行物113冊、名古屋キャンパス分室には図書9,871冊のタイトルを所蔵している。図書は社会福祉・教育・保育・心理分野に関連した書籍・出版物が中心となっている。蔵書はすべてデータベース化され、蔵書検索端末(OPAC(Online Public Access Catalog))で検索が可能となっており、蔵書が無い書籍は、ほかのキャンパスの図書館、または他大学の図書館や公立図書館

等からも取り寄せできるようになっている。図書館の開館時間は、月曜日から金曜日は午前 9 時 30 分から午後 7 時 00 分、土曜日・短縮開館は午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで(祝日・長期休業期間等は休館)となっているが、通信教育課程のスクーリング(面接授業)が実施される時などには日曜・祝日等も開館している。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

<伊勢崎キャンパス>

伊勢崎キャンパスの各建物(校舎・体育館)出入口にはスロープが設置されており、建物内はバリアフリーとなっている。廊下にも、ほとんどの箇所に手すりが設置されている。教室内の机・椅子は稼働式の為、車椅子で授業を受講することが可能となっている。身障者用トイレは各建物に設置されており、トイレスペースを広くとり、手すり、非常ボタン、簡易の物置台も設置されている。車椅子利用者に配慮したエレベーターも各建物に設置されている。

<池袋キャンパス>

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内はバリアフリーとなっている。各校舎には、エレベーターが設置されており、4号館、8号館、9号館、10号館には身障者用トイレも設置されている。賃借している校舎についてはバリアフリーになっていないところもある。

<王子キャンパス>

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内もバリアフリーとなっており、車椅子で校舎内を移動するのは支障がない。校舎内に身障者用トイレ、エレベーターも設置されている。

<名古屋キャンパス>

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内もバリアフリーとなっており、車椅子で校舎内を移動するのは支障がない。教室についてもどの場所でも車椅子で授業を受講することが可能である。また、身障者用トイレ、エレベーターを設置している。

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

○キャリア支援において、福祉実習支援室、教職課程支援室、就職支援室をキャリア支援室として統合したことにより、キャリア支援について、一体的な支援がおこなえるようになった。具体的には、実習を行った施設等への就職へつながる等がスムーズに行える事例も見られている。

○下記の(2)の認証評価における指摘事項を受けて、令和 7(2025)年度において学生満足度調査の結果への反映について、令和 5(2023)年度に実施した学生満足度調査の結果の簡易版を学生用ホームページに公開した。あわせて、自由記載での要望の多かったものに対して、大学の取り組みとして、①すでに改善に繋がっているもの(繋がっている考えられるものも含む)と具体的実施している取り組み内容。②近い将来

に対応可能な取り組み内容とその実施予定期(目安)。③長期的に取り組む事が必要な対応方法と、そのおおよその実施予定期間(目安)。④改善が難しい内容については、理由も含めて学生用ホームページに公開した。

○アカデミックアドバイザーによる支援である。本学では、学生一人ひとりに対する充実したサポートを実現するため、アカデミックアドバイザーリスト制度を実施している。アカデミックアドバイザーの役割は、学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員の役割を果たしている。各学部の専任教員が分担して1年次から卒業まで学生を受け持っている。このシステムは他大学には無い、本学の特色といえる学生に対しての支援である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○アカデミックアドバイザー、教務課、キャリア支援室、保健相談室、学生相談室が、学修支援、キャリア支援、心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活支援を行う中で、学生生活満足度調査を令和5(2023)年度から再開し学生の意見・要望を調査している。しかしながら、これらの調査結果についての把握・分析は行われておらず、また学生へのフィードバックもできていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

○これまで学部・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めてはいなかったが、今後、自己点検・評価、認証評価を各学部・研究科で実施していく方針であり、現在、学部・研究科ごとのアドミッション・ポリシーの検討・策定を進めており、令和9(2027)年度の入学者の募集から適用させる予定となっている。

○留学生の受け入れについて、日本人学生同様の方針で行っていたが、留学生に対してのアドミッション・ポリシーを新たに策定し、本学での継続した修学が行えるようしていく。

○学生の将来志向の変化とともに、従来からのキャリア科目の履修について見直しを図る時期に来ていることから、学生に対して、意識調査を行い、科目履修の在り方の検討を図っていく。

○教員と職員等との協働をはじめとする学修支援体制は整備されている。TA(Teaching Assistant)等の活用については、関連諸規程は整備され、受け入れ体制も整備されている。令和6(2024)年度より全面的に対面による授業形態に戻ったため、今後は積極的に教育アシスタントを採用・活用を図っていき、より充実した学修支援を図っていく。

○障がいのある学生への配慮支援については、これまでも関係する部署、教員の連携により可能な限りの対応をとってきたが、全学的かつ専門的な組織としてのユニバーサル支援委員会及びその下部組織であるユニバーサル支援協議会の整備・発足により、配慮を必要とする個々の学生に対する具体的できめ細かな支援計画を、より迅速に策定し、実施する体制が整った。ユニバーサル支援協議会においては、メンバーで対象学生の情報の共有を図り、また支援計画についても共有を図っている。

今後は、具体的な支援事例を積み重ねながら、より充実したサポートが提供できるよう常に支援のあり方を見直すとともに、教職員への周知を徹底して全学をあげて取り組んでいく。

- キャリア支援室は3年次生からの全員面談に力を入れ、「卒業生には安定した就職」、「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」、「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」を目指している。公務員への就職希望者が近年増加傾向にあるため、学内において都道府県市区町村等の行政機関、警察、自衛隊の人事採用担当者を招いた「就職セミナー」を充実させていく。また、留学生の社会的・職業的自立のための指導・支援のために進学・授業に関する相談のほか、日本での日常の幅広い生活支援、卒業後の就職・進路指導などの支援を適切に行えるよう、学内支援体制の整備と強化を行っていく。また、多様なニーズに応えるために今後も様々なプログラムを検討し、支援体制の整備を進めていく。就職支援については、これまでの就職実績をデータベース化し、卒業生自身の支援や卒業生の就職先への就職を継承していくようなシステムを整備していく。
- 様々な資格取得において、必修となっている各実習における関係機関との調整を綿密に図りながら、実習がスムーズに行えるよう今後とも連携を図りながら進めていく。さらに、各教員免許取得に活かせるように、教員採用試験合格に向けての支援を充実させていき、多くの合格者を出せる体制の強化を図っていく。
- 国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師においても国家試験合格率を上げる為、国家試験対策講座等支援の充実を図り、キャリア支援室及びキャリア教育専門部会が中心となり、実質的な成果を上げる為に取り組んでいく。保育士についても公立保育園等への就職支援を積極的に行っていく。
- アカデミックアドバイザーによる支援については、今後も積極的に学生と関わる機会を持ち、相互の信頼関係が築けるようにアカデミックアドバイザーに対して、研修の機会等を持ちながら、働きかけていく。
- コロナ禍において、サークル活動が途絶えてしまったが、今後は学生主体のサークル活動に対して、活動内容を精査して、積極的に学生生活の充実につながる支援を行っていく。また、ボランティア等の課外活動についても同様に、ボランティアの受け入れを積極的に行い、学生に周知し、課外活動を通して、大学生活の中で社会的活動を経験できる機会を増やせるよう支援していく。大学全体としての行事について、特に大学祭については、令和7(2025)年度においては、実行委員会が立ち上がり、準備期間も短い中での大学祭の開催を目指していく。次年度には通常の形での大学祭が行えるよう支援していく。
- 安定した大学生活を送るためにには健康が大切である。今後もコロナウイルス感染症対策等、学生の健康管理に十分注意しながら、学生が安心して学生生活を送れるよう進めていく。
- コロナ禍において設置をした各教室に導入したパソコンや授業配信用のカメラ機材等は授業運営のために有効に活用していく。
- 令和7(2025)年度の学生生活満足度調査を下記の通り実施する。

東京福祉大学

- ・9月～10月 令和7(2025)年度学生満足度調査を実施する。
- ・10月下旬 調査結果の集計・分析と報告書を作成する。
- ・1月下旬 学生への報告書(簡易版)を作成して公開する。
- ・3月中旬 学生からの要望に対して対応及び検討を行う。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知
- ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は教育目標を踏まえて、各学部・学科・研究科の「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」を定めている。ディプロマ・ポリシーは、学則、大学ホームページを通して学内外に周知している。

表 4-1 :「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」

<大学>

【全学方針】

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、以下のように能力と行動力等を身に付け、所定の単位を修得し、GPA2.0 以上を満たした学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、
 - ・ 実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や豊かな人間性を身に付ける。
 - ・ 特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。
2. 専攻する学部・学科の特定の学問分野における履修を通して、
 - ・ 専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え方、チームで働く力などの社会貢献できる力を身に付ける。
 - ・ 特に、社会貢献に必要な、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス(法令遵守)、チャレンジ精神などの資質・能力を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「実習」などを通じて、専門職者として求められる課題解決能力、キャリアプランニング能力を身に付け、自己実現力を身に付ける。

【社会福祉学部 社会福祉学科】(社会福祉専攻 社会福祉コース・介護福祉コース、精神保健福祉専攻、経営福祉専攻、心理福祉専攻)

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1) 現代社会の福祉ニーズに対応すべく、即戦力たりうる実践力を備えた社会福祉

士、精神保健福祉士、介護福祉士、あるいは社会福祉関連施設等の管理・運営者として社会貢献ができる。

(2)広く国際的、文化的、社会的視野から、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻】

社会福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)社会福祉士、介護福祉士に求められる体系的な専門知識・技能。
- (2)現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士・介護福祉士の資質能力。
- (3)社会福祉関連の機関や施設・サービス事業所等におけるマネジメント能力、アドミニストレーション能力また起業能力。
- (4)社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる思考と行動力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 社会福祉コース】

社会福祉専攻社会福祉コースのカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)社会福祉士に求められる専門的知識・技能。
- (2)地域共生社会の実現に向け、多様化・複合化した社会福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、人々や地域社会に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士の資質能力。
- (3)社会福祉関連施設等の管理・運営者としてのマネジメント能力及び社会貢献ができる力。
- (4)社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉コース】

社会福祉専攻介護福祉コースのカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)介護福祉士になるための専門的な知識・技能。
- (2)少子高齢化や地域格差、グローバリゼーション、災害支援といった現代社会のニーズに対応することができる介護福祉士としてのエビデンスに基づいた実践力。
- (3)介護福祉関連の機関や施設・社会サービス事業所等のマネジメント力、アドミニストレーション力と自らが起業できる力。
- (4)介護福祉の専門職としての社会的責務・職業倫理を理解し、職責を全うできる力。
- (5)多職種連携においてエビデンスに基づいた議論が行え、協働できる力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻】

精神保健福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の 6 点をよく理解し、関連する知識・技能を習得している。

- (1)精神保健福祉士になるための体系的かつ専門的な知識・技能。
- (2)精神保健福祉士の配置が医療、福祉、保健に加え、産業領域、教育や、司法などへ拡大して きているニーズを理解し対応できる力。ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の理解。
- (3)精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職としての役割。
- (4)実習を通して、主体的に問題に取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる精神保健福祉士の資質と能力。保健福祉士の資質と能力。
- (5)精神保健福祉関連施設等の管理・運営者として計画等マネジメント力、社会貢献ができる力。
- (6)医療機関における、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く能力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻】

心理福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)社会福祉学・心理学に関する専門的・体系的な知識・技能。
- (2)現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決にむけて社会福祉学・心理学の観点からアプローチできる能力。
- (3)福祉や心理などの各分野において、社会福祉学・心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力。
- (4)社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻】

経営福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)組織経営の観点に立った、社会福祉事業に関する専門的・体系的な知識。
- (2)社会福祉関連施設等の経営・管理者としてのマネジメント能力、および社会福祉事業を通した社会貢献力。
- (3)社会福祉分野の起業家、経営者としての社会的責任・倫理とリーダーシップ力。
- (4)組織経営にあたり社会福祉法の理念に立つこと、および利益の確保と公益性の追求という 2 つの目的をバランスよく実現させることの重要性を理解。

【保育児童学部 保育児童学科】

保育児童学科のカリキュラムの履修を通して、以下の能力を身に付ける。

- (1)子どもを取り巻く現代社会の問題を理解し、的確かつ柔軟な思考力、実践力を備えた多様な保育ニーズに対応できる資質・能力。
- (2)保育士、幼稚園教諭、保育教諭等になるための体系的・専門的な知識・技能。
- (3)乳幼児保育の専門家として、的確な対象理解力と子どものニーズへの対応力。

- (4) 豊かな表現活動を体験し、子どもの柔軟な感性に対応できる多角的な視点。
- (5) 園経営、クラス運営などのマネジメント能力を身に付けるとともに、多様な人々とともに、目標に向けて協力する力。

【教育学部 教育学科】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- (1) 教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (2) 教育者に求められる人間の発達、心理、健康に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (3) 情報化・グローバル化社会の中で変動する教育現場に対応するための知識・技術を身に付ける。
- (4) ディスカッションやプレゼンテーションなどの「アクティブ・ラーニング」を基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- (5) 他者との対話を通して思考を発展させ、幅広い視野から物事を捉えた上で考えを明確にし、判断する力を身に付ける。
- (6) 教育現場において、自ら課題を見出し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 学校教育専攻】

学校教育専攻のカリキュラムの履修を通して、

- (1) 学校教育に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (2) 教育者に求められる幼児・児童・生徒の発達、心理、健康に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (3) 情報化・グローバル化する社会の中で変動する学校教育の現場に対応するための知識・技術を身に付ける。
- (4) 学校教育の現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどの「アクティブ・ラーニング」を基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- (5) 他者との対話を通して思考を発展させ、幅広い視野から物事を捉えた上で考えを明確にし、判断する力を身に付ける。
- (6) 学校教育の現場において、自ら課題を見出し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻】

国際教育専攻のカリキュラムの履修を通して、

- (1) 多文化・国際理解に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (2) グローバルな教育人材に求められる人間の環境、保健に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (3) 情報化・グローバル化する社会の中で変動する国際教育の現場に対応するための多様な分野で日本と海外の橋渡しとなるコミュニケーション能力を身に付ける。
- (4) 国際教育の現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどの「ア

「クティブ・ラーニング」を基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。

- (5)他者との対話を通して思考を発展させ、幅広い視野から物事を捉えた上で考えを明確にし、判断する力を身に付ける。

- (6)国際教育の現場において、自ら課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース】

国際教育専攻国際教育コースのカリキュラムの履修を通して、

- (1)伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる 多文化・国際理解教育に必要な知識を身に付ける。
- (2)国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- (3)情報化・グローバル化する社会の中で、多文化共生、異文化理解を促進するためのコミュニケーション能力を身に付ける。
- (4)国際教育の現場において、自ら環境、文化・健康に関する課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース】

国際教育専攻日本語教育コースのカリキュラムの履修を通して、

- (1)伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ日本語学習者にも対応できる 多文化・国際理解教育に必要な知識を身に付ける。
- (2)国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- (3)情報化・グローバル化する社会の中で、比較文化的視点で日本文化を理解し、発信する力、多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力を身に付ける。
- (4)日本語教育の現場において、自ら課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【心理学部 心理学科】

心理学科のカリキュラムの履修を通して、「心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に習得し、主体的に、専門的学問に取り組む力」「現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決に向けて心理学の観点から科学的にアプローチできる力」「ヒューマンサービス等、心理の関連分野において、心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力」といった資質・能力を身に付けた者に「学士(心理学)」の学位を授与する。

<大学院>

【全学方針】

東京福祉大学大学院は、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、

精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を主体的に身に付ける。

2. 各研究科・専攻の人材養成に係わる目的を通して、人間、社会問題を理論的、科学的にとらえ、柔軟な思考力による問題発見、分析、解決のための知識、技術、価値倫理を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「調査」などを通して、専門職者として求められる専門知識・技術を意欲的に修得し、学位論文に反映し、社会貢献できる力量を身に付ける。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)】

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程) 経営福祉コース】

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者にふさわしい以下の能力を身に付ける。

- (1)社会福祉事業に関する専門的な知識・技能および社会福祉事業に係る企業体や組織のビジョンやミッションの達成に向けた取り組みを効率的に導けるための経営学を中心とした体系的に高度な専門的な知識・技能。
- (2)現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる高度な資質能力。
- (3)社会福祉分野の起業家、経営者として求められる社会的責務・倫理を理解し、高度なリーダーシップ。
- (4)社会福祉関連施設等の管理・運営者として経営学から得られる知見に基づいた高度なマネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)】

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる指導者並びに研究者。

【社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程】

幼稚園・保育所・認定こども園などの保育現場で子どもに対する保育および保護者に対する子育て支援について適切に行える中核保育者、あるいは保育者養成機関において保育学・児童学に関する教員として活躍できる指導者並びに研究者。

【教育学研究科 教育学専攻修士課程】

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上

分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる指導者並びに研究者。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)】

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる高度専門職業人並びにその分野の研究者をめざすために、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で審査及び試験に合格した者に「修士(臨床心理学)」の学位を授与する。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)】

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学実践に関わる指導者並びに臨床心理学の研究者をめざすために、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で審査及び試験に合格した者に「博士(臨床心理学)」の学位を授与する。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化されており、「東京福祉大学 学則(以下、「学則」という。)」のほか、関係諸規程、履修要項等に示されている。卒業・修了認定の審査手続きについても、その手続きは明確になっており、厳正に適用されている。

本学における授業科目の履修は、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位制に基づいており、学部生については学則に「授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、学業成績を総合的に判定し、合格した学生には単位を与える。(学則第13条第1項)」、「本学を卒業するためには原則として4年以上在学し、社会福祉学部及び保育児童学部においては128単位以上を、教育学部、心理学部においては124単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位(社会福祉学部128単位、教育学部124単位、心理学部124単位、保育児童学部128単位)に算入することができる。ただし、第36条に定めるGPA(Grade Point Average)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。(学則第14条第1項)」とし、単位数だけではなくGPAによっても卒業を認定することはできないものと定めている。本学のGPA制度は、各科目とも5段階(A・B+・B・C・F)で成績評価をし、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、1単位あたりのGPAを算出している。算出方法は以下のとおりである。

- ・ $GPA = [(GP(\text{Grade Point}) \times \text{単位}) + (GP \times \text{単位}) + \dots] \div \text{全履修単位数}$
- ・ 一度「F」評価(不合格: GP=0)をとった単位は、再履修して合格しても、GPA評価

の対象となる(F評価は卒業するまで履修単位数に計上される)。

また、学則第13条第2項には、「各授業科目に対する単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって計算している。

- ・講義及び実習については、15～30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ・実技及び実習については、30～45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ・1つの授業科目について、講義、演習、実技及び実習のうち2つ以上の中の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ・卒業研究等については4単位とする。

卒業・修了認定にあたっては、各学部の教授会の卒業・修了判定会議において、ディプロマ・ポリシーに基づき、審議した上で、認定を行なっている。

成績評価、単位認定、卒業・修了認定等に関しては、「履修要項」に詳細を明記しているほか、オリエンテーションでも全学生に説明を行なっている。

大学院生の修了認定等については、「東京福祉大学大学院 学則(以下、「大学院学則」という。)」に定められており、大学院学則第14条第1項に「修士課程(及び博士前期課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。第15条第1項には「博士課程の修了要件は、大学院に5年(博士課程前期を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間も含む)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。なお、社会福祉学専攻(博士後期)と臨床心理学専攻(博士後期)では所定の授業科目についてそれぞれ8単位以上、16単位以上を修得しなければならない。「東京福祉大学大学院 博士号取得指導と論文審査方法に関する細則」第5条には「博士論文の審査は、各研究科委員会でこれを行う。」と定めている。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づき、本学の建学の精神・使命、教育の目的を達成するために次のとおり編成され、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表されている。

表 4-2 :「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」

<大学>

東京福祉大学は、社会、福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的とするため、その建学の精神・教育理念に基づき、総合教育科目を基礎とし実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付ける学修を用意するとともに、それらを活用させて、各専門的な知識・技能を体系的に理解させるとともに、前に踏み出す力、考え方・力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせる。また、専門分野の資格を得させるための職業実習を用意し、所定の資質・能力を得させる。そのために、以下の方針に基づき計画的に教育課程を編成・実施・評価する。

1. 自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能、態度・志向性を身に付けるため、全学共通カリキュラムとして、総合教育科目を設置する。総合教育科目の計画に当たっては、目的・目標を吟味するとともに、学生の実態を考慮し、多様な内容・方法を計画的にシラバスに実現させ実践を行う。実施に当たっては、学生の意欲・主体性を重視し、全体指導と個別指導、グループ指導などの工夫を行う。また、評価については、目標に準拠した評価を行うとともに、何ができるようになったかを確認する。指導の評価についても、同一科目教員間の連携をはじめ、FDを通じた指導方法、技術の向上に向けて適切に改善を図る。
2. 学部・学科の専門的な知識、技能、価値・倫理等を体系的に理解し修得するため、専門教育科目を設置し、前に踏み出す力、考え方・力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。これらを効果的に実施するために、学部・学科の教員相互の連携を密にするとともに、社会人基礎力(前に踏み出す力、考え方・力、チームで働く力)を意識しつつ、専門的な立場からアカデミックアドバイザーや教授組織を中心に学生支援を行う。
3. 自己の専攻分野を超えて、関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技能、価値・倫理等を修得するため、資格課程科目を設置する。資格取得に関しては、適切な情報や効果的な実習を行わせるため、支援組織を設け外部組織との連携を図りつつ学生支援を行う。
4. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、マネジメント能

力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス(法令遵守)チャレンジ精神などの資質・能力を身に付けるために、双方向対話型などアクティブ・ラーニングを取り入れ、自己の問題意識のもと対話的な学び、深い学びができるように授業を実施する。これらの育成については、教員の資質を高める必要があるため、FDをはじめ研修を行う。

5. 教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組む。これらの科目的実施に当たっては、学部・学科の教員の協力により実施するとともに、アカデミックアドバイザーが学生の指導・援助に当たる。
6. 上記の内容の充実に向けて、大学当局と教員の緊密な連携、保護者との連携および地域との連携、高大連携を図り、開かれた教育課程を目指す。
7. 時代の急速な変化に対応するため、不斷にカリキュラムについて、計画、実施、評価を組織的に行い、見直しを図っていく。

【社会福祉学部 社会福祉学科】

社会福祉学科では、以下の点に留意する。

豊かな人間性の育成や基礎学力を身に付けるための科目を充実させ、専門教育においては理論と実践の統合を目指し、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを構成する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻】

多様化・複合化した福祉ニーズに応じることができる社会福祉専門職に求められる価値と知識、技術を習得する。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目が緊密に連携している。実習は通年型・集中型のプログラムで行い、並行して実習指導及び演習を履修する。それらを通じて、多様で複合的な問題を抱える人たちへの支援活動の基盤となる豊かな感性と幅広い知識・技術を習得する。また、社会福祉関連施設等におけるマネジメント能力、アドミニストレーション能力を習得する。更に社会福祉士・介護福祉士の資格取得に向け、充実したキャリア支援を提供する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 社会福祉コース】

グローバル化やデジタル化の進展による生活の変化や価値の多様化に伴い、人々の生活課題も多様化、複雑化している。社会福祉士は、多様化・複雑化する生活課題の解決・軽減を目指し、人々や地域社会に対してソーシャルワーク機能を提供するための国家資格である。本コースでは、社会福祉士に求められる価値や倫理、専門知識と技術を涵養する。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型・集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの実習指導及び演習に参加する。それらを通じて、多様で複合的な問題を抱える人々や地域社会への総合的・包括的なソーシャルワーク実践を支える豊かな感性と幅広い知識・技術を習得する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉コース】

現代社会の福祉ニーズに対応できる介護福祉士に必要な専門的な知識・技能を習得するために、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアを体系的に履修する。また介護福祉士に求められる課題発見、解決能力の習得に向けて、実習と並行して介護課程を履修する。

実習をⅠ・Ⅱ・Ⅲと段階的に進め、またチームケアマネジメント論を履修することで介護福祉関連の機関や施設・社会サービス事業所等のマネジメント、アドミニストレーションについての理解を深める。その上で自らが起業できる能力の習得を期待する。

介護概論、医療的ケア論の履修によって、医療行為の一部を担う介護福祉士としての社会的責務・倫理を理解したうえで職責を全うする姿勢を身に付ける。さらに実習・演習科目の履修を通じて、多職種との連携・協働に必要なエビデンスに基づいた議論を行うことができる能力を習得する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻】

精神保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがる専門職である。これまでの主な対象は、精神医療や障害福祉サービスの利用者が主であった。しかし精神保健医療福祉に関する問題は精神疾患や障害を抱える人のみならず、全国民のメンタルヘルス課題に拡大している。これらの社会的要請に応えるべく、精神保健福祉実習は通年型、又は集中型のプログラムで実施する。病院、施設、地域と多岐にわたるフィールドでの実習を通して、メンタルヘルスに課題のある人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。加えて演習、講義で、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割について理解する。また、本専攻では、科目履修しだいで、精神保健福祉士に加えて、社会福祉士の資格も合わせて取得することが可能である。

【社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻】

少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応、メンタルヘルスの問題など、わが国は福祉、心理においてさまざまな問題に直面している。本専攻では、社会福祉学の知識・技術を習得するとともに、心理学についての理解を深めることで、それぞれの知識・技術を兼ね備えた人材として活躍できる力を身に付けるための科目を配置する。また、社会福祉士や精神保健福祉士受験資格等の取得や、公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラムを編成する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻】

本専攻は社会福祉系の科目に加え、営利・非営利組織における経営について広く深く学ぶために数多くの経営系科目を充実させており、社会福祉経営のみならず企業経営に関心のある学生も進んで授業に参加することができる。そのような体制の

もと、以下のようなポリシーを策定している。少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面し、社会福祉施設や企業等においても解決すべき問題が山積みしている。本専攻では、社会福祉関連施設・機関、病院、企業等の管理・運営者として、地域の実情に即した福祉人材の配置や企画運営力を習得する。そのため、専門教育科目を中心に、合理的・健全な運営を行うために必要なマネジメント力を習得するとともに、社会福祉士受験資格取得も目指せるカリキュラムを編成し、経営福祉の知識・技術・価値倫理を習得する。

【保育児童学部 保育児童学科】

保育児童学科は、保育専門職者の育成が主目的であって、乳幼児の保育実践力に加えて、絶えず子どもを中心と考え、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材を育成する。また、子どもが自己表現や想像力、創造性を発揮できるよう、保育者自身が様々な活動を通して自己を見つめ、他者との共感ができる感性を養い、子どもの豊かな活動を支えるために必要な素養の習得を目指している。専門基礎として1年次に保育児童学概論、2年次に保育児童基礎演習、4年次に卒業研究に相当する保育児童専門演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラム編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭の免許状等を取得可能な科目を配置し、子ども、家族、地域という広い範囲の社会システムに焦点をあてながら、保育及び教育の専門家養成を想定している。

【教育学部 教育学科】

教育学部教育学科では、以下の点に留意した科目編成を実施する。

- (1)社会人として必要な教養や知識・技能を身に付けるために、初年次教育において教養基礎演習をはじめとする総合教育科目を配置する。
- (2)教育者に求められる資質・能力を身に付け、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力を育成するための科目編成を実施する。
- (3)学生のニーズに応じた免許・諸資格の取得が効果的かつ効率的にできるよう初年次から4年次まで段階的に専門教育科目を配置する。
- (4)教育研究を遂行する基礎的能力育成のための実習・演習科目を設置する。
- (5)将来の教育現場に対応できるような情報活用能力の育成を目指し、情報通信技術(ICT)を活用した科目を設置する。
- (6)学生のキャリア支援のための科目を初年次から4年次まで段階的に配置する。

【教育学部 教育学科 学校教育専攻】

学校教育専攻では、学生が希望する教員免許状・各種資格取得に合わせたコースを設定し、コースごとのカリキュラムにしたがって学修するため、以下の点に留意した科目編成を実施する。

- (1)社会人として必要な教養や知識・技能を身に付けるために、初年次教育において教養基礎演習をはじめとする総合教育科目を配置する。
- (2)教育者に求められる資質・能力を身に付け、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力を育成するための科目編成を実施する。
- (3)学生のニーズに応じた免許・諸資格の取得が効果的かつ効率的にできるよう、初年次から4年次まで段階的に専門教育科目を配置する。
- (4)学校教育の現場と連携した実習・演習科目を設置し、実践的に問題発見・解決能力の育成を図る。
- (5)将来の学校教育の現場に対応できるような情報活用能力の育成を目指し、情報通信技術(ICT)を活用した科目を設置する。
- (6)教員採用試験を受験する学生を支援するために、初年次から4年次まで段階的にキャリア基礎科目・キャリア開発科目を配置する。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻】

国際教育専攻では、国際教育コースと日本語教育コースの2つのコースを設定し、コースごとのカリキュラムにしたがって学修するため、以下の点に留意した科目編成を実施する。

- (1)社会人として必要な教養や知識・技能を身に付けるために、初年次教育において教養基礎 演習をはじめとする総合教育科目を配置する。
- (2)グローバルな教育人材に求められる資質・能力を身に付け、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力を育成するための科目編成を実施する。
- (3)学生のニーズに応じた免許・諸資格の取得が効果的かつ効率的にできるよう、初年次から4年次まで段階的に専門教育科目を配置する。
- (4)国際教育・日本語教育の現場と連携した実習・演習科目を設置し、実践的に問題発見・解決能力の育成を図る。
- (5)将来の国際教育の現場に対応できるような情報活用能力の育成を目指し、情報通信技術(ICT)を活用した科目を設置する。
- (6)学生のキャリア支援のための科目を初年次から4年次まで段階的に配置する。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース】

国際教育専攻国際教育コースでは、グローバルな教育人材育成のために、教育内容を、1.「多文化・国際理解領域」、2.「比較文化的日本文化理解領域」、3.「人間環境と国際保健領域」、4.「言語理解領域」、5.「異文化理解教育・日本語教育」の5つの領域に分けカリキュラム編成を行い、以下の点に留意する。

- (1)多文化・国際理解領域では、国際教育の現場で必要となる多文化理解を促進する領域(多文化理解入門、多文化コミュニケーション等)と国際理解を促進する領域(国際社会と日本、国際社会理解入門、海外留学入門、国際理解実習等)に分け科目

編成を行う。また海外の協定大学との交換留学制度を活用することで実践的な国際理解が可能な科目編成となっている。

- (2) 比較文化的日本文化理解領域では、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に配慮しながら科目構成を行う(東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習など)。
- (3) 人間環境と国際保健領域では、環境・保健の視点から国際教育を考察する科目編成を行う(人間環境学入門、国際保健学入門)。
- (4) 言語理解領域では、国際教育における言語理解を言語学的観点から考察する科目編成を行う(社会言語学、対照言語学、第二言語習得理論等)。
- (5) 異文化教育・日本語教育の領域では、グローバル時代の教育現場で必要となる異文化理解教育と日本語教育の実践力育成のための科目編成を行う(異文化コミュニケーション教育、日本語教育の理論と方法等)。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース】

国際教育専攻日本語教育コースでは、グローバルな日本語教員養成のため、教育内容を、1.「言語に関わる領域」、2.「教育に関わる領域」、3.「社会・文化に関わる領域」の三つの領域に分けカリキュラム編成を行い、以下の点に留意する。

- (1) 言語に関わる領域は、日本語を言語として専門的に教えるためには言語としての日本語と言語学全体の知識が必要なため、日本語の言語学的構造を学ぶ「日本語の構造」領域(日本語学、日本語学演習)と言語学の理論(言語学概論、社会言語学、第二言語習得理論等)を学ぶ「言語と社会」領域に分け科目編成を行う。
- (2) 教育に関わる領域は、現代はグローバル化とともに異文化理解が重要なため、「日本語教育」領域(日本語教授法等)と「異文化教育」領域(異文化接触と文化学習、異文化コミュニケーション教育等)に分け科目編成を行う。
- (3) 社会・文化領域は、「日本の社会・文化」と名付け、日本文化の特殊性に焦点を置く(日本文化研究、日本文学と文化等)とともに、他の地域文化との関連性から考察する比較 文化的視点に特に配慮しながら科目構成を行う(東アジアの中の日本文化、比較日本文化 論、比較文化学演習等)。また他言語を学ぶことは言語習得の実践的理解にもつながるため、日本語以外の言語科目(アメリカの文化と言語、中国の文化と言語、韓国の文化と言語のうち1科目)を必修とする。(4)国際教育・日本語教育の現場と連携した実習・演習科目を設置し、実践的に問題発見・解決能力の育成を図る。

【心理学部 心理学科】

心理学科では、「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ科目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ばせる。さらに、専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めさせるとともに、公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラム、さらに社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサー

ビスをとおして、各現場で応用するための力を身に付けさせる。

<大学院>

【全学方針】

東京福祉大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。今後、専門職及び研究者に求められる最先端の社会科学、行動科学、生物科学、経済科学などの知識に精通し、しかも、これらの科学的知識・技術を現実の社会に応用でき、地域社会や国家・社会に貢献できる人材の育成をするため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し実施する。

1. 各研究科の専門的な知識、技術、価値・倫理を修得するため、必修科目を設置する。
2. 自己の専攻分野を支える関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技術、価値倫理を修得するため、選択科目を設置する。
3. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身に付けるために、「講義」及び「演習」を通じて双方対話型の授業を実施するとともに、倫理規定に沿った「調査」を行う。
4. 研究課題を定め、学位論文作成のための過程を学び取らせる。

【社会福祉学研究科】

社会福祉研究科では、激動し続ける世界の危機の中、目前の現象を分析・検証し、複雑社会における共生社会の創生を実践科学により追求する。人口問題、貧困、保健衛生、人権侵害など古典的問題のみならず、世界では新型コロナなどの感染症、環境汚染、自然災害、戦争・侵略による脅かされる命、飢餓、経済の低迷、それらの環境や複雑化する社会のもとで人々にさまざまな困難が生まれ続けている。

持続可能な社会(SDGs)の実現に向けて解決策を生み出していくため、グローバリゼーションの視点とそれに対する批判的視野をもち、人類社会の福利の増進に貢献できる研究を行う。その際には、国・地域・文化による違いを深く理解したアプローチと同時に研究の論理・倫理が求められる。現代における社会福祉研究者の使命を理解し、各自のフィールドで臨床実践を追究する力と独創的な研究を自立して遂行できる十分な知識と技能を習得する。

- (1)複雑な社会事象や社会問題について、各専門分野が開拓し蓄積してきた理論的、実証的方法により社会活動に取り組み、社会的ニーズに迅速かつ柔軟に応えることができるコンピテンシーモデルとして高度で実践的な医療福祉専門職の養成を目的とする。
- (2)調査研究力を培うために基礎理論、専門演習、課題研究を学修し、社会福祉専門職・研究者として、社会正義に基づき社会問題の発見と課題解決力を身に付ける。

人々の暮らしの QOL 向上や幸福の追求を目指し、地域でのシステムづくりや多職種連携(インターディシプリンアリー：interdisciplinary)を活かし活躍できる実践力

【社会福祉学研究科　社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)】

社会福祉研究科のカリキュラムの履修を通して、社会に起こる複雑な社会問題の研究に取り組み追究していくため、以下の能力を持つ研究者を養成する。

- (1)世界の危機を乗り越えるための SDGs(持続可能な社会)を目指しグローバリゼーションの視点とそれに対する批判的視野を持ち、社会問題から個人の生活困難に至るまで多様な問題を解決するソーシャルワーク力に必要な専門的体系的な知識・技能。
- (2)複雑で不安定社会における貧困の削減、就労機会の増加、個人と家族の幸福の促進における社会政策の役割について理解を深め、最先端の研究に取り組んでいく。また情報処理能力や社会調査の方法を正しく駆使しパーティシパント(参加)、オブザバーション(観察)、インタビュー、アンケート、サーベイにより得られた結果を質的・量的に分析し研究の成果を生み出していく。
- (3)社会包摂(ソーシャルインクルージョン)を根幹とし、障害、ジェンダー、薬物乱用、スマホ依存症、職場の多様性を取り巻く広範な問題、HIV/エイズ、新型コロナ感染症、医療的ケア児、生活習慣病、メンタルヘルスなどの医療福祉に関して、脆弱なコミュニティが直面するさまざまな健康上の脅威に対する解決能力。
- (4)ソーシャルワークのグローバル定義を重視し、社会変革と社会開発、社会的結束、そして人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職として活躍できる。その中核をなす原則である社会正義、人権、集団的責任、多様性を尊重し、人々のウェルビーイングを高めるため、人々やさまざまな構造に働きかける資質と能力。

【社会福祉学研究科　社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)　経営福祉コース】

社会福祉領域での高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、思考力、問題発見・解決能力を含めた、社会福祉学領域での研究能力および経営学全般の研究能力を身に付ける。

このためのカリキュラムは、基礎的な社会福祉学領域での研究能力を修得するための必修研究科目群と、各分野の高度かつ専門的な知識を修得するための社会福祉制度・政策理論研究、援助技術・実践研究、経営福祉関連研究からなる選択科目群、そして高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を高め、学位論文の作成に向けての専門的な指導を行う課題研究から構成される。

【社会福祉学研究科　社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)】

急速に変化する社会情勢や常に発展し続ける医療福祉情勢の専門知識と技術を生

かし、自らの先見性と探求心によって、社会福祉専門職の立場から新たな問題点を発見し追究するとともに自立的な研究を推進し、その成果を社会や世界に発信する研究能力を備えた人材を養成する。国・地域・文化による違いを理解した横断的視点も持ち、様々な問題を追究し考究実践できる高度な専門職を養成する。

- (1)社会科学の論理的・批判的思考能力を基盤に新たな現象や社会実践への活用、学際性を活かし活躍できる実践力をもつことができる。
- (2)情報処理能力や社会調査の方法を正しく駆使しパーティシパント(参加)、オブザーバーション(観察)、インタビュー、アンケート、サーベイにより得られた結果を質的・量的に分析し研究の成果を生み出すことができる。
- (3)ソーシャルワークのグローバル定義を重視し、社会変革と社会開発、社会的結束、そして人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職として国際的に活躍できる。その中核をなす原則である社会正義、人権、集団的責任、多様性を尊重し、人々のウェルビーイングを高めるため、人々やさまざまな構造に働きかける資質と能力を身に付ける。

【社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程】

幼児教育・保育に関する高度専門職者としての幅広い視点から必要な知識及び技術を学ばせるとともに、児童学領域の研究能力が身に付くように育成するために、深い知識と広い視点に立って児童学の研究を行わせる。具体的には、必須科目として、児童学研究基礎論、教育学特論、保育児童学調査研究法、そして学位論文の作成に向けて専門的な指導を行う課題研究がある。選択科目は、保育児童学関連科目、保健・医療・児童学関連科目、特別ニーズ児童学関連科目の教科目群から構成される。

【教育学研究科 教育学専攻修士課程】

教育学研究科の核になる考え方・研究方法の修得のために、教育学総論及び研究方法科目を置き、必修とする。その上で、教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を幅広い視野で解決できる専門的な教育研究能力を身に付けるための選択科目を設ける。さらに、上記の教育課程において身に付けた高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を応用してまとめる学位論文作成に向けて、課題研究を行う。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)】

臨床心理領域の高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、公認心理師受験資格に必要な大学院要件を満たすカリキュラムも学べ、さらに臨床心理学領域の研究を行う力を身に付けさせる。具体的には、人を生物・心理・社会的な存在として位置づけた上で、心理査定、心理支援の理念と方法に関する科目、保健医療、福祉、教育、産業、司法矯正、その他の分野における専門的知識と技術、および分野横断的な総合的知識と技術に関する科目、協働・連携に関する科目、心の健康の

予防・促進・啓発に関する科目、臨床心理専門家としての倫理に関する科目、臨床心理学領域の調査や研究に関する科目を通して、心理臨床を体験的に深く学ばせる。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)】

臨床心理学に関するより高度な専門的研究を行う力を身に付けさせるとともに、臨床心理領域の高度専門職者を目指す人間の指導者として必要となる知識と方法を学ばせる。具体的には、臨床心理学特殊研究、臨床心理査定特殊研究、心理療法特殊研究、学校臨床心理学特殊研究等の科目を通して、知識と方法、態度研究に取り組む姿勢を学ばせるとともに、臨床心理学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通して、研究論文作成を指導し博士論文を作成させる。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」、「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」は明確に示されている。この2つの方針に沿って、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生生活支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・就職に至るまで、一貫性のある教育活動が行われている。

また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保する取り組みとして、全学・各学部・各研究科・学科・専攻・コースごとに作成したディプロマ・ポリシーと各授業科目の学習目標との関連性を一覧できる「カリキュラム・マップ」を作成し、全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会において点検を行なっている。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」に従い、各研究科、学部、学科、専攻、コースにおいて、各学修目標との整合性を図りながら、「シラバス作成の基本方針」と「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」に沿ったカリキュラム編成と授業内容の体系的な教育プログラムとシラバスの作成が行われている。

また、「ナンバリングシステム」の導入によって履修順序に基づいた科目番号が付番(コース・ナンバリング)され、さらに、履修の系統性・体系性を示す「カリキュラム・ツリー」を作成することにより教育課程の体系的な編成を可視化し、全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会において点検を行なっている。

シラバス作成に関しては、全学教務委員会が「シラバス作成のためのガイドライン」を作成し、授業担当教員に対して、シラバス作成の考え方や配慮事項、「親シラバス制度」に関する周知徹底を図っている。

シラバスには、各授業科目の講義概要、学習目標、成績評価の基準と評定の方法、各回の授業展開と授業内容とその授業に関わる学習課題としての事前学習・事後学習の内容が示されている。以前はシラバスを冊子で配付していたが、現在は大学のホーム

ページに掲載し、学内の学生、教職員のほか、学外者も閲覧できるようになっている。

さらに、教育課程の体系化とキャンパスごとの同一科目間の連携強化の一環として、平成27(2015)年度の準備期間を経て、平成28(2016)年度より同一科目シラバスの「講義概要」「学習目標」「成績評価の規準と評定の方法」を共通化する「親シラバス制度」を開始している。この実態に関しては、適宜「学則」に位置づける改正を全学的に実施している。これに加え、同一科目を担当する教員同士の実質的な連携及び親シラバス内容の点検・充実を図ることを目的とし、キャンパス間での授業内容の統一・連携を促進する「同一科目担当者協議会」の開催を学則に位置づける改正を行っている。「同一科目担当者協議会」の開催に際して、各授業担当者が、自身の授業実施状況に関する自己点検を行った内容をまとめた「担当科目実施報告書」を作成し、各科目の責任者に提出することになっている。「同一科目担当者協議会」の開催・実施については、全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会の規程に追加し、具体的な全学的対応を明確にしている。

次に、単位制度の実質を保つための工夫としては、以下のような取り組みを行なっている。

学生が履修登録できる単位数の上限を、原則として1学期間に24単位、年間42単位としている(ただし、編入学については、この限りではない)。

履修登録と成績評価との関連性を明確化するため、直前学期のGPAに基づき、原則として次の単位数を上限として設定しているが、直前の学期において、16単位以上を修得していることを前提としており、入学時や休学後など直前の学期のGPAがない場合は24単位を上限としている(表4-3)。

表4-3: GPAと履修登録上限単位数

ア. 直前の学期のGPAが3.5以上	30単位(半期)
イ. 直前の学期のGPAが3.0以上3.5未満	28単位(半期)
ウ. 直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満	24単位(半期)
エ. 直前の学期のGPAが2.0以上2.5未満	20単位(半期)
オ. 直前の学期のGPAが2.0未満	16単位(半期)

単位認定には、授業回数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)に出席することが要件となっている。各科目の授業担当教員は授業を2回欠席した学生については「学生指導報告書(授業出席状況等)」を作成し、教務課に提出することになっている。教務課に提出のあった「学生指導報告書(授業出席状況等)」は該当する学生のアカデミックアドバイザーに報告され、アカデミックアドバイザーは該当する学生から欠席の理由を確認し、必要かつ適切な指導を行い、その指導内容は一週間以内に「学生指導報告書(授業出席状況等)」に記載され、教務課を経て学部長に報告されている。また、アカデミックアドバイザーは担当する学生全員の授業出席記録を教務課から受け取り、学生の授業出席状況を確認するとともに必要に応じた指導を行っている。以上のことから、本学は、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基

準等は厳正に適用されている。

4-2-④教養教育の実施

教養教育に関わる開講授業科目数の策定、開講授業科目の選定、教養教育の授業実施の総括、教員の学科目登録の管理、その他教養教育の授業科目の編成・実施に関しては、全学教務委員会に置く教養教育専門部会が審議した上で実施している。

教養教育専門部会では時代に即したカリキュラム編成を行っており、毎年度、本学の教養教育の推進を目的とした「総合教育科目」の授業科目や授業内容を検証し、「総合教育科目」に関する親シラバスの点検作業を実施し、親シラバス変更を申請した科目について変更内容の適切性を検証している。

教養教育のさらなる充実を目指し、本学の「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」にある「全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、(中略)特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。」ことを目的として、過去10年間では、「多文化理解入門」、「文章表現Ⅱ」、「文章表現Ⅲ」、「日本の文化と言語Ⅱ(平成28年度)」、「ヒューマンライフとサービス(平成29年度)」、「教養基礎演習Ⅲ(平成31年度)」を開設している。

なお、令和6(2024)年度は、親シラバス変更を申請した3科目に関する審議を行い、2科目が承認されている。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫と効果的な実施については、全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会(以下、「FD専門部会」という。)が中心となって取り組んでいる。

通常の授業においては、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」(以下、「双方向対話型授業」という。)を、本学独自の教育方法として取り入れてきた。双方向対話型授業は、今日では平成20(2008)年12月の「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会答申)、平成24(2012)年8月の「大学教育の質的転換に向けて」(中央教育審議会答申)による「アクティブラーニング」の名称で広く知られている授業形式にあたるものである。この双方向対話型授業の実践方法は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」第9条に具体的かつ詳細に記述されている。

通信教育課程においても通学課程と同様の教育方法を採用しており、双方向対話型授業の実践方針は、面接授業(スクーリング)のシラバスには必ず記載し、教員が一方的に知識を伝達する授業は行わないことを学生に誓約する形になっている。通信教育課程の学生による授業評価も通学課程と同様に行っている。自宅学習においても臨場感のある学習が実現するようにオンライン授業を始めている。

双方向対話型授業を実行・継承するため、「開学当時の教学運営の方針④FD(Faculty

Development)制度の施行」に従い、FD 専門部会が中心となり開学より継続して教員研修会を企画・実施している。

教員研修会では参加する教員を学生に見立て各教員が双方向対話型の模擬授業を行うほか、実際の授業のなかで起きた問題と解決策についてディスカッションし、実際の授業での双方向対話型授業の行い方と教員の教育力の向上のための研究を重ねている。

また、学生の問題発見・解決能力、コミュニケーション能力の向上を目指した効果的な双方向対話型授業の実践を徹底するため、教員相互に授業見学を行い、授業内容・授業展開・教育方法が行われているか相互にチェックし、良い点や改善すべき点などを指摘・話し合い、全学的な教育力の向上につなげている。

授業を行う学生数(クラスサイズなど)は、「大学設置基準」第 24 条に基づき、授業を行う学生数については、「本学の個性・特色」である双方向対話型授業が適切に運営できること、教員の指導が行き届くことを考慮し、講義科目・内容に応じて管理している。特に、実験、演習、実習等の授業は受講者数を制限した上で運営しており、教育効果を十分に上げられるような人数となっている。

4-3. 学修成果の把握・評価

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
- ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では大学全体と学部・学科ごとに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーを策定しており、「履修要項」及び大学ホームページ等において公表されている。この三つのポリシーを踏まえて学部・学科ごとに教育課程を編成し、組織的・計画的な教育活動を実践している。

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、学部・学科・専攻・コース及び大学院研究科ごとに具体的に明示され、大学ホームページ等を通して学内外に公表されている。

学生の学修状況に関して、本学は学期(セメスター)制を取り入れ、授業科目の履修は文部科学省令「大学設置基準」に定める単位制を導入している。単位の認定は、原則、授業回数の 4 分の 3 以上(15 回中 12 回以上、30 回中 23 回以上)の出席を前提条件として、定期試験の結果と平素の成績(以下、「GP(Grade Point)」という)を含め総合的に評価して合格と判定される必要がある。科目レベルの教育目的の達成状況は学期(セメスター)ごとの GP(Grade Point)によって把握することができる(表 4-3-1)。

表 4-3-1 : GP(Grade Point)による成績評価方法

点数	成績	判定	G P
90～100 点	A	合格	4
80～89 点	B+	合格	3
70～79 点	B	合格	2
60～69 点	C	合格	1
59 点以下	F	不合格	0

本学の試験及び学業成績判定の基準は、「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」に詳細が定められている。この内規に基づいて各科目担当教員は試験及び学業成績判定を行っている。なお、各授業科目で求められる「アサインメント(宿題)及びレポート課題」や「成績評価の基準と評定の方法」の詳細についてはシラバスに明示されている。

学修成果の指標となる年度ごとの「就職状況」「国家試験合格状況」「公務員・教員採用状況」等は、就職支援、教育実習・教員採用支援、福祉実習・資格取得支援を行なっているキャリア支援室が中心となり、資格取得・就職の状況の調査、学生の就職先の企業・施設等へのアンケートを実施し、データを収集・分析し、学内に共有している。また、全学学生支援委員会が中心となり、全学生を対象に学生生活の状況、支援体制、施設・設備等に対する満足度調査（「学生生活満足度調査」という。）を実施し、調査結果は学生サービスの向上と教育環境の整備拡充に活かされている。

特に、留学生に関しては、キャリア支援室、留学生支援室、留学生教育センター、留学生教育センター運営委員会、留学生教育センター運営委員会の下部組織である留学生カリキュラム編成専門部会、留学生修学・生活支援専門部会、留学生キャリア形成支援専門部会、留学生と日本人の交流促進専門部会の 4 つの専門部会を設置し、相互に連携して留学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等を実施している。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学は、キャリア支援室と全学教務委員会に置く福祉実習専門部会、教育実習専門部会、教養教育専門部会、キャリア教育専門部会、FD 専門部会が相互に連携し、学修成果の把握・評価分析し、その結果を教育内容・方法の改善にフィードバックしている。

また、本学ではアカデミックアドバイザーリスト制度を取り入れており学生一人ひとりの学習・生活の支援を行っている。アカデミックアドバイザーリストは各学期(セメスター)が終わるごとに、授業の出席状況、GP(Grade Point)、実習先の施設・学校、学生生活における特記事項等を「在学生個別状況調査票」に記入・作成しており、学生一人ひとりの学修成果・目標の達成状況の把握と学修指導の改善の仕組みが整備・機能している。

特に各学期(セメスター)の終了時において直近又は通算の GPA(Grade Point

Average)が 2.0 未満の成績不良の学生については、アカデミックアドバイザーは成績不良となった原因の改善指導の内容とその後の経過状況を「成績不良指導報告書」としてまとめ学部長に報告している。成績不良の学生に対する具体的な指導としてアカデミックアドバイザーが当該学生と個別面談を行い、授業中の態度、予習・復習状況、アルバイト実施状況等をヒアリングし、成績不良に陥った原因を自覚させ、生活態度の改善を促したり、将来の目標を明確にしたりすることによって、自主的かつ意欲的な学修啓発を行っている。

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 全学教務委員会の下に設置されたカリキュラム編成専門部会が中心となり、各学部学科のカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーの確認作業を徹底している。これにより、ディプロマ・ポリシー やカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されていることを組織的に担保し、教育目標の達成に向けた一貫性のある教育課程を提供している。
- 教育課程の体系化およびキャンパスごとの同一科目間の連携強化を目的として、平成 28(2016)年度より「親シラバス制度」を本格的に開始した。これは、全学教務委員会が策定した「シラバス作成のためのガイドライン」に基づき、同一科目の「講義概要」「学習目標」「成績評価の基準と評定の方法」といった主要項目を共通化するものである。これにより、一定水準以上の教育内容と評価基準が保証され、学生に対する教育の公平性と透明性が向上している。
- 「親シラバス制度」の実質的な運用を支えるため、「同一科目担当者協議会」の開催を学則に位置付ける改正を行なっている。これにより、同一科目担当者間の連携を通じて、教育内容の一貫性と継続的な改善・充実が図られており、大学全体の教育の質保証を実質的に担保する上で重要な役割を果たしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ディプロマ・ポリシーが、「履修要項」「大学院要覧」に記載されていない。
- 授業を行う学生数(クラスサイズなど)が、教育効果を十分に上げられるような人数となっているかに関する適切性を示すエビデンスが提示されていない。
- 大学院において、カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーが作成されていない。
- 専任教員による相互の授業見学に関して、令和 6(2024)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が低減し、完全な対面授業が再開されたことにより、多くの教員が授業準備・運営、学生への個別対応に追われている状況を鑑み、実施されていない。
- 大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法(アセスメント・ポリシー)とそれに基づく学修成果は公表されていない。
- 「学生による授業評価」アンケート調査に関する授業改善指導の成果分析は学内公表できていない。

- 「卒業時の満足度調査」が組織的に実施されていることが確認できない。
- 令和 6(2024)年度の学生生活満足度調査実施報告書が作成されていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用に関する課題は、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は履修要項に詳細に記載しているが、「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」に基づいた試験及び学業成績判定方法も「履修要項」「大学院要覧」に記載し、厳正でより一層一貫した成績評価システムの構築を目指すとともに、シラバスの単位認定の基準についての記載方法に関しても定期的な点検と改善を実施していく。
- 各大学院研究科のカリキュラム・ツリーを作成する(令和 7(2025)年度中)。
- 専任教員による相互の授業見学を実施する(令和 7(2025)年度中)。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

理事長について、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」(第 11 条)に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は「理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と「東京福祉大学 組織運営規則」(第 2 条第 1 項)に定められ、理事長と学長の責務と役割は明確になっている。

学長は、教学部門の最高責任者の理事として理事会に出席し、教育研究評議会、法人・教学連絡会等の大学の重要事項を審議・検討する会議においては自ら議長となり、理事会・評議員会で審議・決定した方針や内容を踏まえた大学運営を行っている。

学内において教学部門の重要事項の意思決定のプロセスは、教授会・研究科委員会で審議を行い、学長が最終決定する流れとなっている。教授会・研究科委員会はそれぞれ毎月 1 回開催されており、その議事の詳細は学長に報告されている。このほか、教育・研究、学生支援等の方針を審議するような主要な委員会・専門部会、会議等においては、学長は自らが委員長または副委員長を務め、組織運営の統制を図り、リーダーシップを発揮している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

「東京福祉大学 学部教授会規程」、「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、各学部・研究科に教授会(研究科の教授会は、「研究科委員会」という。)を設置し、「①教育課程の編成等に関すること」、「②入学、退学、転入学、休学、停学、復学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関すること」、「③評価、試験及び学位の授与に関すること」、「④教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること」、「⑤FD(Faculty Development)、研修等に関すること」、「⑥教育研究評議会から諮問を受けたこと」、「⑦その他、教育研究に関する重要事項で教授会・研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」についての決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるという、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。

教育・研究運営に関する委員会等の組織は「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図(図1-1-2)」に示すとおりである。学長の下には本学の教学に関する重要事項の審議機関として学長、副学長、各研究科長、各学部長、通信教育部長、各研究科及び各学部から選出された教授、事務局長、各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成する教育研究評議会を設置し、学長の諮問機関として専門的な観点で教育研究に関する審議を行っている。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

事務組織については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に各事務組織とそれぞれの業務分掌を定めており、法人の事務組織として法人事務局に法人事務課、法務室、業務管理室、大学・短大の事務組織として大学・法人事務局、総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課を設置している。各事務組織の役割は明確になっており、専任職員154人、非常勤職員53人の計207人の職員が適切に配置されている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用・昇任等は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「東京福祉大学 教員任用規程」、「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」、「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」等に則り、本学の教育目的及び教育課程に即して実施している。

現在、本学には大学設置基準の必要専任教員数100人に対して、124人の専任教員が在籍しており、教育研究上の目的及び教育課程に即して運営に支障がないよう配置されている。専門教育に関しては厚生労働省指定の資格課程や教職課程を考慮した教員を配置している。教養教育、就職・キャリア支援教育に関しても必要に応じて専門分野の教員を配置している。

大学院研究科の教員については、各研究科の大学院教員資格審査委員会の業績審査基準に適合した教員が配置されている。

令和6(2024)年度の昇任人事では、研究業績、学内貢献及び専門科目の教授及び専門的資格等を総合的に考慮し、厳正な昇格審査により、教授4人、准教授2人、講師1人が内部昇任している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

- ①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
- ②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしていない。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD(Faculty Development)については、全学教務委員会、FD 専門部会が中心となり企画と運営を行っている。

毎年 3 月には新年度より着任する教職員を含む全学の教員を対象とした「全学教員研修会」を開催し、新年度に向けた心構えと「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて、双方向対話型授業を中心に、授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方のほか、アカデミックアドバイザーを担当する教員へは、特別研修も行っている。コロナ禍以降は Zoom を利用したオンラインでの双方向対話型授業の進め方も研修に取り入れている。同様の研修内容を別日程で非常勤教員へも実施しており、専任・非常勤に関わらず、本学の教育方針及び授業方法は徹底して教授されている。また、開学時から学生の学習能力や教育効果を高めるために定期的に授業見学を実施し、それぞれの教員ごとに授業内容や授業の進め方など個別指導を行うなど、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に向けた活動を継続実施している。

令和 6(2024)年度 FD 専門部会の活動実績

時期	活動内容
令和 6 年 12 月	授業改善の望まれる教育に対する授業見学及び指導
令和 7 年 1 月 20 日 ～2 月 2 日	専任教員による相互の授業見学の実施 (目的：本学の教育方針及び授業方法をもとに、学生の満足度を高める授業に役立てる。)
夏期・冬期・春期 休講期間	キャリア開発教育科目における教授法の相互授業見学及び指導 (対象講座：「公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、国家試験対策講座(社会福祉士・精神保健福祉士)」)

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、教職員を対象とした管理運営や教育及び研究支援を含めた資質向上のための研修会など組織的な取組みを行っている。

職員については、配属先の職場でのOJT(On the Job Training)が中心となるが、担当業務に応じて「日本私立大学協会」、「日本私立学校振興・共済事業団」、「私学経営研究会」、その他外部団体等が主催する専門知識を高めるための研修会に個別に派遣し参加させるなど、業務遂行のために必要となる知識・資質・能力向上の機会を適切に提供している。

また、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を整備し、本学大学院に内部進学を希望する教職員には、授業料を奨学金として減免する等、費用面での負担軽減の支援も行っている。

5-4. 研究支援

- ①研究環境の整備と適切な管理運営
- ②研究倫理の確立と厳正な運用
- ③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目5-4を満たしていない。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

本学は現代社会の現実的課題の解決を目的として「理論と実践の統合」を核とする実践的な教育・研究を推進しており、キャンパスごとに研究活動に必要な施設・設備を整備し、全ての専任教員に個室の研究室が与えられている。大学院生が利用する院生室には研究活動に必要な備品のほかパソコン・プリンター等の情報処理機器、調査資料等を保管するための鍵付きロッカーも設置されている。

本学に附属する東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館(以下、「附属図書館」という。)は約190,000冊の蔵書を有し、主に内外の専門図書並びに研究誌等を所蔵している。附属図書館内にはOPAC検索専用のパソコンも設置され、自由に図書館所蔵の資料を検索できるようになっている。さらに、他大学・機関の図書館との間で結んだ図書館相互協力(ILL、Inter Library Loan)を利用して蔵書の活用を可能にしているほか、オンラインで国立情報学研究所の情報を検索・収集することも可能となっている。

教員の研究活動を支援するために全学教務委員会の下部組織に研究奨励専門部会を設置し、福祉・心理・教育の学問領域の枠を超えた研究活動の推進に取り組んでいる。研究奨励専門部会の活動としては、各種助成金等の公募案内の紹介、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金)の公募スケジュールの配信・説明会・概要検討会・アドバイスセッション・科研プレゼンテーション等を実施し、教員の「競争的研究資金」獲得を支援している。なお、令和6(2023)年度の科学研究費助成金配分額は7,410千円/7件であった。

また、毎年「東京福祉大学・大学院紀要」を発行しており、教職員、大学院生、卒業生等の教育・研究論文を発表する場にもなっている。「東京福祉大学・大学院紀

要」への論文掲載にあたっては、全学総務委員会の下部組織である紀要編集専門部会から論文1本につき2名の査読者を選出し、厳正な審査を行っている。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用のため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、不正行為の防止、不正行為等の早期発見と是正を行っている。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月15日改正)」に基づき、「東京福祉大学 科学研究における行動規範」、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」を整備・制定している。令和3(2021)年度には「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」、「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」、「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」の改訂を行い、これらの研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるよう学内サーバの共有フォルダで共有されている。

また、倫理・不正防止専門部会が中心となり全教職員を対象に研究倫理に関するSD研修会等を開催している。この研修会では倫理綱領や行動規範、研究成果の発表方法、研究費の適切な使用等を理解し、最後に理解度アンケートと誓約書の提出を義務付けている。不正行為告発窓口も倫理・不正防止専門部会に設置されている。

さらに、全ての教員及び大学院生には「日本学術振興会」が提供する「研究倫理eラーニングコース」の受講と修了証書の提出を義務付けている。学部生についても学年別に研究倫理教材を作成し、アカデミックアドバイザーによる研究倫理研修を実施している。

科学研究費補助金に関わる内部監査を「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に則って毎年実施している。監査項目は、財務課による自己点検の検証、総務課による検収業務及び科学研究費備品台帳の確認、検収業務担当者への聴き取り調査のほか、サンプルを抽出した上で実際の研究費の使用状況や納品状況等の事実確認を行っている。

科学研究費を含めた外部資金のほか、学内の教育研究費・教育研究旅費の執行についても同様に不正防止に取り組んでいる。

5-4-③研究活動への資源の配分

現代社会の現実的課題の解決を目的とし、「理論と実践の統合」を核とした実践的な研究を資金面からバックアップするため、専任教員には「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」に定める教育研究費・教育研究旅費を配分している。また、教育・研究に必要な図書・資料の一部については附属図書館の蔵書として別予算で購入するもできる。

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教職員の資質・能力向上の取組みとしては、着任時に就業規則・服務規律のほか、本学の建学の精神、教育理念の研修を行っているほか、研究倫理やハラスメント対策などの研修を行い、大学の教職員として必要な理解を深めさせる機会を適切に提供している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 人事委員会規程に則って教員の採用・昇任人事が行われていないことがあるほか、議事録も作成されていないケースがある。
- SD研修会の年間計画が策定されておらず、SD研修が計画的に実施されていない。
- キャリア開発専門科目についての単位認定と評価についての規程がない。
- 池袋キャンパスに耐震工事が必要な校舎がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 研究倫理部門では、研究そのものが倫理規定に違反しているか否かを判断する機関がおおむね3か月を要し、教育研究に支障をきたしている。研究が円滑に遂行されるように研究倫理可否の期間を短縮する。
- SD研修を計画的に実施するとともに利益相反に関する研修内容を取り入れていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

学校法人茶屋四郎次郎記念学園(以下、本法人という。)は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(以下、寄附行為という。)」及びこれに基づく関連規程等により、経営及び管理を行っている。

寄附行為「第3条 (目的)」に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、大学運営・学校教育において遵守すべき関係法令が改正された場合には、学内の関係諸規則及び管理運営体制の修正を適切に実施している。寄附行為については、閲覧に供している。

また、私立学校法第 103 条第 1 項及び第 2 項に基づき、貸借対照表等の計算書類ならびに事業報告書等についても作成を行っている。

理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、寄附行為に諮問事項として定められた事項については、適時評議員会の意見を聴取している。理事会における定時理事会の頻度や審議する事項及び報告事項については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程(以下、理事会運営規程という。)」に基づき、適切に開催されている。

また、組織倫理に関し適切な運営を誠実に実施するため、本法人では「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則(以下、「教員就業規則」という。)」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則(以下、「職員就業規則」という。)」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則(以下、「非常勤教職員就業規則」という。)」等の学内諸規則を適切に整備している。本法人に勤務する教職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人の業務に対する信頼を確保するため、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員倫理規程」を定めている。教職員は、本法人の一員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、職務に係る倫理の保持を図るために、諸規則を遵守している。

さらに、本法人では管理運営が適正でなかった反省を踏まえ、平成 25(2013)年 9 月に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス宣言(以下、コンプライアンス宣言といふ。)」を公表、令和 6(2024)年 6 月には創立者との決別をより明確化し改定した。また、同年 11 月には関連規程である「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス規則(以下、コンプライアンス規則といふ。)」を制定し、ステークホルダーからの信頼を得て、教育機関としての社会的責任を全うするため、法令と健全な社会

規範に基づいた経営を行い、個人の尊重及び環境の保護を行い、コンプライアンスを確実に推進、実行することを宣言している。

情報公開については以下の項目について法令を遵守し、項目を整理し大学ホームページで公表している。

法令に基づき大学ホームページで公表している情報

- ・学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育の目的をはじめとした、大学組織図や教員組織に関する情報、アドミッション・ポリシー、入学者数、就職者数、カリキュラム・ポリシー、シラバス、取得可能資格、授業計画、ディプロマ・ポリシー、取得可能学位、校地、施設の情報、授業料等の費用、修学支援体制等。
- ・私立学校法第 107 条に基づく、財産目録、役員及び評議員名簿、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類。
- ・私立学校法第 151 条に基づく、寄附行為及び計算書類、監査報告、会計監査報告、財産目録等。
- ・教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報の 6 項目。

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全について、各キャンパスで積極的に省エネルギー施策に取り組んでいる。令和 6(2024)年度は伊勢崎キャンパスの本館・1号館、池袋キャンパスの 9 号館・8 号館の空調システムを入れ替えたほか、段階計画的に照明の LED 化を進めている。

また、環境省が推進する放射線の健康影響に関する風評の払拭を目的とした事業「ラジエーションカレッジ」に大きく寄与したとして、令和 4(2022)年 2 月 28 日付で本学は環境省より感謝状を頂いている。

人権侵害やハラスメント等の予防と対策について、平成 25(2013)年 9 月 19 日に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス宣言」を大学ホームページに掲載し令和 6(2024)年 6 月に改訂が行われ、本学における個人の尊重及び環境の保護や、社会における立場を表明している。

また、役員及び教職員が、法律、法令、学内における諸規則及びルール等に基づいて職務を遂行することを基本とし、日常の職務の中で自らが公正・公平で正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき社会において誠実で良識ある行動をとることを目的として「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス規則」を令和 6(2024)年 11 月に制定している。

ハラスメント等の防止については、「教員就業規則」、「職員就業規則」、「非常勤教職員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」を整備とともに、ハラスメントの相談・対応組織としてハラスメント防止・対策専門部会専門部会を設置している。

ハラスメント防止・対策専門部会では、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミ

ック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「アルコール・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント」、「その他のハラスメント」の防止及び対策のため、以下の項目を中心としたハラスメント等の防止と対策に取り組んでいる。

- ・ハラスメントの防止及び排除のための措置、対策施策の立案
- ・関連諸規則の整備及び情報収集、広報啓発活動等の積極的推進
- ・ハラスメント相談窓口の運営と苦情相談の関わる問題の事実確認及び当事者に対する指導・助言を含めた当該問題の適切かつ迅速な解決

学生への指導・周知として、まず、入学時のオリエンテーションにおいて『学生生活の手引き』の冊子を配付して、人権及びハラスメント等の防止、情報の取り扱い、薬物乱用の防止等、人権、安全への配慮についての注意・啓発を行っている。同冊子は、ハラスメント定義に関して曖昧な表現はわかりやすく修正し、学外の相談機関に関してはインターネットで相談しやすくなるために、令和6(2024)年度にはQRコードを記載するなど改善を加えている。

教職員に対しては、令和6(2024)年12月5日にハラスメント防止のため研修会を実施し、注意・啓発活動を実施している。

また、苦情相談の受理から対応するまでのプロセスについて、個々のケースに応じてきめ細やかな対応がとれるように、ハラスメント防止・対策専門部会で対応できる内容と、上層部が対応すべき内容に分け、フローチャートを作成し、学生間での問題発生の場合と教職員間での問題発生の場合の対応の流れを明確化している。

また、学内施設内における防災と災害対策については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」に基づいて実施しており、火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスク全般について、「全学総務委員会に置く危機管理対策作業部会」が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策を講じている。各キャンパスでは、毎年、防災訓練を実施しているほか、防災マップ・避難誘導マップを校舎内の学生の目に付く場所に掲示している。

学生・教職員の健康の確保と安全な学内環境の形成については、「労働安全衛生法」「東京福祉大学 安全衛生管理規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」等に基づいて、衛生委員会と保健管理センター運営委員会が中心となり健康・安全の維持・管理を行っている。具体的には、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症、熱中症等の予防等に関するポスター等の掲示と学内啓発、衛生委員会による学内安全パトロールの実施と危険個所の改善を行っている。

6-2. 理事会の機能

- ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- ②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 13 条に、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めているように、本法人の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、理事会運営規程に基づき開催され、理事 9 人、監事 2 人で構成されている。理事は、寄附行為第 6 条の定めにより、理事選任機関である評議員会で選任され、「学長のうちから評議員会において選任した者 1 名」、「評議員会において選任した者 8 名」としている。監事は評議員会の決議によって選任すると定めているが、選任にあたり、監事の独立性の確保や利益相反を適切に防止できる者、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守するよう、寄附行為第 23 条において定めている。

また、本法人は、管理運営体制のさらなる強化のため、令和 6(2024)年 11 月より、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を施行している。これは、理事会及び評議員会から本法人の創立者の影響力を排除し、理事等が専門性の高い教育・研究や地域社会への貢献に取り組むことを目的としたものである。具体的には、平成 20(2008)年 5 月 29 日付公表「本学校法人の今後の管理運営体制について」の遵守及び学校法人の運営に適正な識見や社会的信望を有することを求め、創立者の支配下や密接な関係にない者、直接又は間接的な推薦によるものではない者等を、理事や監事及び評議員の選任要件として定めている。

理事会は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」に、「定例理事会は、1 年度につき 6 回開催し、うち 2 回は毎年 5 月及び 3 月に開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。」と定め、概ね 2 か月に一度、定例理事会を開催していたが、理事会活性化のため、令和 7(2025)年度からは原則的に月次で理事会を開催するよう同規程を改正した。

理事会で審議・決定すべき事項は、同規程第 8 条「審議事項」に列挙されており、重要な規程の制定や改正・施行は、全て理事会にて審議する体制となっている。

5 月の定例理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の監査報告を行っており、毎年年度末 3 月の理事会では、その年度の収支補正予算案及び翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項の審議を行っている。

令和 6(2024)年度は表 6-2-1 のとおり理事会を開催している。理事会は私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に運営されており、議事録には理事会内で指名された出席理事の記名を記録している。議事における重要な事項は、①教育研究評議会におい

て、事務局長補佐から理事会議事と結果を報告、②教授会にて学部長より報告、③全体会ミーティングにて、理事長より広く教職員に周知、④学内メールによる周知、のいずれかの方法により教職員に周知されている。

表 6-2-1 理事会開催及び理事の出席状況

令和6年度 理事会出席状況

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
令和6年度	現 員	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	出席	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	8	9
	書面出席	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%

※出席率は書面出席も含む

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

本学は、建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成」と、大学の使命である「できなかった子(生徒)ができる子(学生)にする教育」を実現するために、全学と各学部・学科及び各大学院研究科の「教育目的」を定め、「教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与する」という使命を果たすべく人材の育成に努め、福祉・心理・教育・保育などの領域で活躍する人材を輩出している。

私学を取り巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(令和2年度～令和6年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)を策定し、

「建学の精神と大学の使命の実現」「本学をめぐる環境条件の変化への対応」「中期長計画の重点目標」を長期ビジョンとして掲げ、「教育・研究に関する中期目標」及び「経営・管理と財務」に対するこれからの取り組みを示している。計画に基づき、各部門で中長期計画の実現に向けた具体的な取り組みを行っている。

本法人は令和4(2022)年度に実施された学校法人運営調査委員による調査の結果、集中経営指導法人であるとの判定を受けている。令和5(2023)年度～令和9(2027)年度の5年間で経営を改善し、最終年度である令和9(2027)年度には経常収支差額を8.1億円の黒字とする経営改善計画を策定し、経営基盤の安定化に向けて取り組んでいる。計画の策定にあたり、コンサルタント等外部知見を交えながら客観的かつ精緻な計画となるようにしている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

- ①法人の意思決定の円滑化
- ②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

6-3-①法人の意思決定の円滑化

寄附行為第 14 条第 5 項に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は、「東京福祉大学 組織運営規則(第 2 条 学長)」に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参照するものとする。」と定めており、理事長及び学長の責務と役割は明確になっている。

法人の最高意思決定機関である理事会の構成員に学長及び法人事務局長補佐が就任していることにより、法人及び大学の各機関との意思疎通は適切に行われている。

さらに、法人を代表する理事長と理事、教学を代表する学長、学長補佐、研究科長、学部長等で組織する「法人・教学連絡会」を設置し、法人と教学のコミュニケーションを図っている。法人・教学連絡会は、大学運営上の諸問題について情報を共有し、経営面・教学面の両面から分析・検討する場であり、部分最適ではなく、法人・大学にとって全体最適を狙いとした法人・大学にとって最も合理的な判断を的確に見いだすための組織である。

理事長、学長、理事、監事は、評議員会にも出席し、意思決定において理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行うことができる体制としている。令和 7(2025)年度からの私立学校法の改正により、理事長、学長、内部理事、監事が評議員会に陪席するようにしている。

また、本学の教職員から選任された内部理事が教職員からの意見を適切に理事会に反映する体制がとられている。以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は図られていると判断する。

令和 5(2023)年 12 月には、平成 20(2008)年に本法人の創立者で当時の理事長が引き起こした不祥事の反省に立ち、同年に策定した「本学校法人の今後の管理運営体制について」を遵守し、創立者を法人運営及び教学運営には関与しないことを改めて大学ホームページで表明している。また、令和 6(2024)年 1 月には、合理的な理由なく令和 2(2020)年に創立者を本法人の理事長・学長に復帰させたこと等についての原因を究明し、事実関係を明らかにしたうえで責任の所在及び処分を決定するため、日弁連ガイドラインに基づき、外部弁護士 3 名、補助弁護士 2 名で組織する第三者委員会を立ち上げ、同年 5 月に調査を開始し、同年 9 月 13 日に第三者委員会より「学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書」を受領した。この調査報告結果を受け、法人内に外部弁護士 1 名、外部理事 1 名、内部弁護士 1 名、教員 2 名、職員 2 名、外部ガバナンス専門家 3 名で構成されるプロジェクトチームを設置し、責任の所在の

明確化と再発防止策の策定を行った。プロジェクトチームからの提言を基に、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書を受けた責任の所在及び再発防止策」を令和6(2024)年11月22日に理事会決定した。再発防止策を策定したプロジェクトチームは、「モニタリングプロジェクトチーム」として再発防止策の進捗状況等のモニタリングを継続しており、令和7(2025)年1月からは監事1名も加わり、情報共有と連携を行っている。

以上のように、再発防止策を受けた法人の改革状況はモニタリングされ、進捗状況は理事会及び教職員に報告されている。

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

評議員会に関しては寄附行為第31条から第36条に定めており、本法人の評議員の定数は10~20人とし、その内訳は「この法人の職員のうちから選任した者3名以上6名以下」「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから選任した者3名以上8名以内」「学識経験者のうちから選任した者4人以上10人以内」とし、任期は各3年としている。理事長は寄附行為第36条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、令和6(2024)年度は9回の評議員会を召集・開催しており、出席率も表6-3-1に示すとおり良好である。

表6-3-1 評議員会開催及び評議員の出席状況

令和6年度 評議員会出席状況

		1	2	3	4	5	6	7	8	9
令和6年度	現 員	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	出席	23	21	21	21	23	22	21	20	20
	書面出席	1	3	1	1	0	0	0	0	0
	出席率	100.0%	100.0%	91.7%	91.7%	95.8%	91.7%	87.5%	83.3%	83.3%

※出席率は書面出席も含む

監事は寄附行為第22条に基づき、評議員会の決議により選任される。寄附行為第28条に定める職務を適切に遂行している。

具体的には、「監事監査規程」、「学校法人会計標準」等に準拠し、会計業務が予算統制制度に基づき執行されているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計検査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。

監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会・評議員会に出席し、本法人が直面して

いる課題について監事の所見を述べるなどしている。評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。

6-4. 財務基盤と収支

- ①財務基盤の確立
- ②収支バランスの確保
- ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしていない。」

(2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-①財務基盤の確立

本学は平成 28(2016)年度以降、留学生(学部研究生や日本語別科生)を多数受け入れることで収入を大きく増やしたが、平成 31(2019)年 3 月に発生した、いわゆる「消えた留学生問題」を契機に学部研究生の募集は停止に追い込まれ、令和 2(2020)年度以降、年間 15 億円から 20 億円の大幅かつ急激な減収が確定的となった。さらに、私立大学等経常費補助金は全額不交付となり、コロナ禍による留学生入学者数の急減も相まって、財務状況は悪化の一途をたどった。

具体的には、法人全体の事業活動収支における学生生徒等納付金収入は、令和元(2019)年度の 86 億 9 千万円から令和 5(2023)年度には 49 億 2 千万円と大きく減少した。経常収支差額は、平成 30(2018)年度は 3 億 9 千万円のプラスであったが、令和元(2019)年度以降令和 6(2024)年度まで 6 期連続でマイナスである。

また、資金収支における次年度繰越支払資金(期末現金預金残高)は、ピークの平成 28(2016)年度末に 48 億 7 千万円あったが、その後は減少を続け、令和 6(2024)年度末は 12 億 2 千万円と 4 分の 1 になった。厳しい資金繰りに対処するため、不動産の売却による資金の確保、長期借入金の元本返済猶予、人件費(昇給停止、賞与抑制)や経費(特に広報費、賃借物件の解約)の節減に努めてきているが、棄損した財務基盤の改善には程遠い状況が続いている。

6-4-②収支バランスの確保

経営改善計画では、学納金収入の確保を最優先課題とし、学生募集策の強化を重点施策に掲げ、適切な財務運営の確立に向けて取り組んできているところ、令和 6(2024)年度は、留学生入学者数の回復により、入学・編入者数が令和 5(2023)年度と比較し大幅に増加し、令和 5(2023)年度の学生数(収容現員)3,429 人(定員充足率 76.9%)から令和 6(2024)年度学生数(収容現員)3,703 人(定員充足率 83.0%)となった。その影響もあり、経常収支差額は令和 5(2023)年度の△15 億 3 千万円から令和 6(2024)年度は△1 億 7 千万円と急回復した。令和 7 年 4 月の入学者数も堅調で学生数(収容現員)はさらに増えて 3,955 人となり、令和 7 年度当初予算ではわずかではあるが黒字転換(5 千万円)

を見込んでいる。

しかしながら、経常収支差額の改善は、人件費や広報費などの経費を大幅に抑制した結果であり、また、資金繰り面では、長期借入金の元本返済猶予や学友会からの資金借り入れがないと破綻を回避できない苦境が続いている。さらに、令和7(2025)年度からは高等教育の修学支援新制度の対象機関から外れたことにより、本学独自で同制度と同等の授業料等の減免を行う(奨学費の増加、資金収入の減少)が、その負担は今後毎年累積し、令和9(2027)年度には2億5千万円から3億円と予想される。経常費補助金の交付復活は現時点では不透明であり、さらに留学生の退学等率の5%超えも強く懸念される中にあって、現時点では、収支バランス確保の見通しは立っていない。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

第二期中長期計画(令和2年度～令和6年度)では、計画期間を通じて今までにない厳しい財務状況が予想される中、収入、支出の両面であらゆる対策を講ずる必要があるとし、収入面強化の取り組みとしては、入学定員充足による学生生徒等納付金の安定的確保、経常費補助金の段階的回復、寄付金等による収入の多様化を掲げた。また支出面圧縮の取り組みとして、人件費において業務効率化、業務プロセス改善による適正な体制の再構築、聖域をつくらず必要性を十分に確認したうえでの強力な経費削減、予算進捗管理ツールの使用による予算や支出に対する意識を持った組織運営の推進を掲げ、経常収支差額の黒字を安定的に生み出す支出構造に変革するとした。

しかしながら計画期間中に経常費補助金は回復せず、コロナ禍の影響で留学生入学者が急減したことにより学納金収入も落ち込み、中長期計画策定時の予想を上回る厳しい状況に直面した。

具体的に本学は、令和元(2019)年度から経常収支差額のマイナスが続き、文部科学省が設定する経営指導強化指標(①「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②経常収支差額が直近3か年の決算で連続マイナス)に該当したため、令和4(2022)年度の学校法人運営調査の実施対象となった。調査の結果、本法人は「経営が悪化しており、直ちに適切な経営改善が必要な集中経営指導法人と判断されるため、学校法人の経営に関する中長期的な見通しや構想の下、経営改善計画の作成及びその着実な実施などにより、経営基盤の安定確保を図ること」と指導・助言を受けることとなり、令和5(2023)年度に経営改善計画(令和5年度～令和9年度　5か年計画)を策定した。以降、毎年度、改善状況や計画の進捗状況を踏まえて経営改善計画を更新し、文部科学省へ報告している。

計画2年目の令和6(2024)年度経営改善計画の進捗状況に関する学校法人運営調査の結果では、「資金ショートリスクへの対応について」として「運用資産が急速に減少し、近年中に資金ショートリスクの恐れが極めて高い状態である。また、売却可能資産も限られており、臨時的な収入も見込み難い状態であるため、次年度以降に学部やキャンパスの廃止や法人解散等の経営判断を促す通知を発出する蓋然性が高い状況にある」とし、資金調達確保策を早急に講じることとされた。

これらの指摘を受けて更新した計画3年目の令和7(2025)年度経営改善計画を、令

和7(2025)年7月1日に文部科学省へ提出し、同年8月27日に学校法人運営調査委員のヒアリングを受けた。その結果は令和7(2025)年中に通知されると思われる。

財務状況の改善は道半ばであるが、経営改善計画のローリングを通じて、財務運営におけるPDCAサイクルが確立されてきている。

なお、第三期(令和7年度～令和11年度)となる中長期計画は現時点で策定中である。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-①会計処理の適正な実施

本学の会計処理は「学校法人会計基準」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に準拠し、迅速かつ正確な処理を行っており、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長補佐を経て経理総括責任者である理事長に報告されている。経理担当者は文部科学省や日本私立大学協会等が開催する経理担当者を対象とする研修会への参加や学校法人会計基準の改正に関する情報入手、会計監査人への相談を通して、適切な会計処理を行うよう努めている。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

令和6(2024)年度までの会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人の公認会計士2人と監査契約を締結し、公認会計士及び補助者数人により定期的に実施してきた。今後は、改正私立学校法(令和7(2025)年4月1日施行)を受けて令和7(2025)年度定時評議員会において選任された会計監査人(1名)と補助者により会計監査を実施していく。

また、監事監査規程に基づいて、監事2人による監事監査も定期的に実施されている。期中には監事と会計監査人が業務や会計に関わる情報を共有する機会を設定するようになったほか、決算前には、会計監査人から監事へ会計監査や決算内容の報告が行われている。

令和6(2024)年度決算に対する監事の監査報告書には、「前理事長からの仮受金」、「前理事長への特別指導料のキャッシュバック」、「経営改善計画の遂行と令和7(2025)年度以降の資金繰り」の3点が注記された。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

(2)自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会)の「V 情報公表」で示された学修目標の達成状況や学修成果・教育成果に関する情報の公表については、未公表のものが多く、自らの取り組みをわかりやすく公表する努力を継続する必要がある。

(3)課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 環境保全、人権、安全への配慮については、コロナ禍以前に行われていた地元消防の協力による AED(自動体外式除細動器)の使用方法の講習会が再開されていないため、令和 7(2025)年度中に講習会を開催する。
- 危機管理規則第 9 条第 3 項及び第 13 条第 3 項に規定される頻度で、危機管理委員会及び危機管理対策作業部会が開催されていないため規定に基づいて定期開催する。
- 内部統制については、私立学校法改正により内部統制システムの整備が必要であり基本方針を理事会で早急に決定する。
- 法人及び大学の管理運営について第三者委員会の調査結果に基づく再発防止の進捗状況を学内外に共有する。
- 本学は厳しい財務運営を余儀なくされている。令和 6(2024)年度及び令和 7(2025)年度の入学・編入者数の大幅な増加により収支は改善しつつあるが、資金残高の水準が非常に低いため、資金繰りは引き続き厳しく、教職員の待遇(昇給や賞与)は抑制が続き、施設設備の更新も優先度の高い案件に限定して実行せざるを得ない状況にある。「集中経営指導法人」として文部科学省の指導が続く間は基準 6-4 を満たしていると評価することはできないが、経営改善計画期間中に基準 6-4 を満たすことができるよう、資金ショートリスクへの対応など指導事項を確実に履行していく。一方で、施設設備の維持更新や教職員の待遇向上などに必要となる資金は自助努力で賄うことが難しい規模になるため、文部科学省や取引金融機関から期待されている外部スポンサーによる支援の受け入れについて、財務立て直しと経営安定化の抜本策として検討していく必要がある。

以上